

厚生労働科学研究の成果のまとめ (令和 6 年度)

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和 6 年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当部局・課室において作成した成果等を取りまとめたものです。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会が確認した記載内容となっています。

令和 7 年 7 月 17 日

厚生労働省

目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	4
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	6
<u>I. 行政政策研究分野</u>	
1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	6
（2）統計情報総合研究事業	10
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	14
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	18
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	21
3. 厚生労働科学特別研究事業	25
<u>II. 疾病・障害対策研究分野</u>	
1. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	35
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	38
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	41
（3）難治性疾患政策研究事業	44
（4）腎疾患政策研究事業	47
（5）免疫アレルギー疾患政策研究事業	50
（6）移植医療基盤整備研究事業	56
（7）慢性の痛み政策研究事業	60
3. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	63
（2）認知症政策研究事業	66
（3）障害者政策総合研究事業	69
4. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	72
（2）エイズ対策政策研究事業	76
（3）肝炎等克服政策研究事業	81

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	86
2. 労働安全衛生総合研究事業	91
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	96
(2) カネミ油症に関する研究事業	100
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	103
(4) 化学物質リスク研究事業	108
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	111

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業
統計情報総合研究事業
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
倫理的・法社会的課題研究事業
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

がん政策研究事業
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
女性の健康の包括的支援政策研究事業
難治性疾患政策研究事業
腎疾患政策研究事業
免疫アレルギー疾患等政策研究事業
移植医療基盤整備研究事業
慢性の痛み政策研究事業
長寿科学政策研究事業
認知症政策研究事業
障害者政策総合研究事業
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
エイズ対策政策研究事業
肝炎等克服政策研究事業

III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業
労働安全衛生総合研究事業
食品の安全確保推進研究事業
カネミ油症に関する研究事業
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
化学物質リスク研究事業
健康安全・危機管理対策総合研究事業

※ 各研究事業の「4. 研究成果及び政策等への活用状況」の「(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）」の件数については、研究者によって「厚生労働科学研究成果データベース」に登録された件数（令和7年6月24日時点）を反映している。「厚生労働科学研究成果データベース」では元々の終了予定年度で課題を管理しているため、件数には

令和５年度に終了予定だった課題（令和５年度から繰り越して、令和６年度に終了した課題）は含まれない。

2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
関係部局	医政局、社会・援護局、政策統括官付政策統括室、保険局、労働基準局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	295,828	23	21
令和5年度	295,828	26	23
令和6年度	295,828	23	22

3. 研究事業の目的

社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、医療・介護・福祉・労働・子育て等の各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案に資することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「小児医療費無償化が医療利用と健康アウトカムに与える影響：因果効果と異質性の評価」（令和6年度）では、大規模保険者データベースを利用して小児医療費補助制度が外来・入院医療利用や特定のプラクティスに与える影響を分析し、補助制度の有無により医療利用の状況が異なる可能性が示唆された。今回の結果は保険診療の適正使用に繋がる制度設計への活用が期待される。 「在宅医療現場における多職種連携課題の把握に関する研究」（令和6年度）では、全国調査データや「医療資源が少ない地域」での調査結果を用いて診療所、訪問看護ステーション及び薬局の連携困難事例について詳細分析を行い、課題を抽出した。今回の結果をもとに、在宅医療現場における効果的な多職種連携体制に関する具体的な議論が可能となることが期待される。

「大学病院における医師の労働時間短縮に向けた取組のプロセスと効果の検証」（令和４～６年度）では、大学病院の医師の労働時間短縮のための実践マニュアルを作成し、ヒアリングも実施した。本研究の成果物を周知することで、大学病院における勤務環境改善が進み、医師の労働時間短縮へ繋がることが期待される。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。									
（２）論文数などの業績（令和６年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	5	0	0	15	1	0	0	0	15

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造の大きな変化が起こる中、社会保障にかかる費用は増大し、社会保障のあり方が問われている。社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、わが国の経済社会にとって最重要の課題の１つである。その中で、医療、介護、福祉、労働、子育て等の各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化に努めつつ、経済を支え、経済成長に貢献する社会保障制度を構築するための研究が実施されている。また近年、エビデンス（科学的根拠）に基づいて、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが求められていることから、人文社会学系（法学・経済学・社会学等）を中心とする研究課題を推進することにより、社会保障施策立案に資する専門的・実務的観点からの理論的・実証的研究が実施されている。
効率性 の観点 から	本事業の研究課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものを取り上げ、社会保障施策に資する各種マニュアル等の作成や診療報酬改定の基礎情報とする等、具体的なアウトプットを設けることで、より明確に目標達成管理を行っている。

	また、事前評価・中間評価等各段階で外部有識者から構成される評価委員会で適切な研究評価を行うことで、効率よく、優れた研究が採択・実施されている。
有効性の観点から	多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、医療、介護、福祉、労働、子育て等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、持続可能かつ適切な社会保障制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等広範な分野にわたる検討が必要である。社会保障施策を進める上で、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入に加え、各分野の研究者や様々な研究機関の協力の下で研究体制の強化に取り組むべきである。また、国民の健康に直結する研究成果については、質の高い政策立案に寄与するエビデンスとして利活用されるよう、関係学会等の学術的評価を踏まえ、積極的な普及啓発を進めるべきである。

＜参考＞ 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「大学病院における医師の労働時間短縮に向けた取組のプロセスと効果の検証」（令和4～6年度）

大学病院の医師の労働時間短縮のための実践マニュアル

厚生労働行政推進調査事業

令和6年度政策科学総合研究事業

大学病院の医師の労働時間短縮の
ための実践マニュアル
2024年度 改訂

2025（令和7）年3月

「大学病院における医師の労働時間短縮に
向けた取組のプロセスと効果の検証」研究班

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付保健統計室
関係部局	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付国際分類情報管理室、社会統計室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	27,262	6	6
令和5年度	27,262	8	4
令和6年度	27,262	7	6

3. 研究事業の目的

統計情報の収集、分析、公表等の手法に関する研究、統計情報の精度の向上や国際比較可能性の向上に関する研究などを実施することにより、社会の変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンス（科学的根拠）の創出につなげ、医療・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題設定や解決、国際的な統計基準の開発等に貢献することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○ICD-11の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究（令和5～7年度）においては、ICD-11に対応した新しい死因・疾病分類表を作成するに当たって必要となる基礎資料を作成した。 ○International Classification of Health Interventions（ICHI）の国内普及の更なる促進に資する研究（令和6～7年度）においては、WHO-FICネットワークでICHIに特化した作業を行うために設立された新たなグループHIRGへの参画、ICHI関連会議への参加による海外事例の最新情報収集や日本からの意見発信、ICHIテキストの更新、全国研修が行われ、得られた知見は今後我が国でのICHI普及と活用事例の検討に活用される。 ○傷病統計におけるNDBデータの利用可能性の検証に関する研究（令和6年～7年度）においては、NDBデータの傷病に関する情報を整理し、NDBデータの利

用の提言（患者調査に係る提言を含む）に向けた議論の準備がなされ、得られた知見は令和8年患者調査の企画に活用される。 ○ICD-11の我が国における普及・教育に資する研究（令和4～6年度）においては、全国研修会や各医学会講演でのICD-11の普及、ICD-11とICD-11コーディングのための教材及び教育メソッドの開発、諸外国におけるICD-11導入状況調査、ICD-11レファレンスガイドの和訳の仕上げが実施され、得られた成果は令和9年度中に予定されているICD-11を国内の統計分類に適用する際に活用される。 ○多様な現場での国際生活機能分類（ICF）の円滑な実用化及び統計への応用に向けた研究（令和5～6年度）においては、多様な現場でのICF実用化に向けた採点基準やマニュアルの改訂、心身機能、活動と参加の領域における既存の臨床スケールのICF項目への対応付けが実施され、得られた成果は我が国の臨床に根差した包括的な生活機能評価の普及に活用される。 ○介護サービス施設・事業所調査の行政記録情報による代替可能性の検証のための調査研究（令和6年度）においては、研究報告書の成果により本調査の改善に向けた検討に必要な提言が得られ、令和8年以降に実施される本調査の企画・調整業務などに活用される。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。									
(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	2	0	0	8	3	0	0	0	31

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	厚生労働統計は、行政にとって政策立案のための重要な基礎情報であるとともに、国民にとっても合理的・公正な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である。社会保障をとりまく状況の変化に対応した政策を企画立案するため、厚生労働統計は国民や行政のニーズに適時、適切に答えていくと同時に、統計の有用性も確保することが求められている。 統計調査の効率化を図り、わが国の厚生労働統計の精度向上を目指すとともに、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するために必要な研究が実施された。また ICD-11、ICHI、ICF など国際比較に
------------------	--

	必要な、WHO が作成する国際統計分類の改善への協力や、これらの分類の我が国での適用に関する課題解決などに必要な研究が実施された。
効率性の観点から	研究計画・実施体制の妥当性を、省内の政策的ニーズに加え、統計法や WHO 等の統計基準の変化といった省外の制度的動向を踏まえて評価を行った。これにより、国内外の統計制度との整合性を確保しつつ、必要かつ緊急性、重大性の高い研究を優先的に採択することで、限られた予算の中で効率的な研究事業の推進が可能となった。また、定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHO の動向に合わせた研究計画・実施体制を有する研究課題を採択することで、目標・成果を適切に管理した。
有効性の観点から	本研究事業により妥当性の高い統計データの作成に関する知見および国際比較可能性の向上に直結する知見が得られたことで、統計調査の効率的な実施や国際統計分類の国内の臨床現場などでの利活用の促進に資する。また、種々の政策、特に保健医療政策に関して政策に直結するようなエビデンスの創出につながることが期待される。さらに、研究結果から得られたデータや知見が WHO が進めている国際統計分類の開発・改善に活用されており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和 6 年度に実施した課題は目的とする成果が十分に得られ、成果の一部を社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会での「疾病、傷害及び死因の統計分類」の改正等の検討に用いた。令和 7 年度には統計基準改正の検討を踏まえ ICD-11 を我が国の公的統計へ適用するとともに、統計を作成する側、利用する側双方に ICD-11 への移行による課題・解決策と影響を示すことを目指す。さらに、今後は ICD-11 によるコーディングの普及を図り、諸外国に遅れることなく、我が国の公的統計への ICD-11 の導入を実現する予定である。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

International Classification of Health Interventions (ICHI) の国内普及の更なる促進に資する研究（令和6年度～令和7年度）

ICD-11の我が国における普及・教育に資する研究（令和4年度～令和6年度）

関係者各位
令和7年1月7日
令和6年度厚生労働科学研究費補助金
行政政策研究分野 政策科学総合研究 統計情報総合研究事業
「International Classification of Health Interventions (ICHI) の我が国における活用・普及のための研究」
研究代表者 川瀬 弘一（聖マリアンナ医科大学・理学）
（公印省略）

「令和6年度厚生労働科学研究費補助金研究事業 ICHI 研修会」のおしらせ
拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より多大なご支援ご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。
さて、令和6年度厚生労働科学研究「International Classification of Health Interventions (ICHI) の我が国における活用・普及のための研究」では、以下の通り ICHI（保健・医療提供行為に関する国際分類）の研修会を企画しております。これまで全く ICHI を勉強したことのない方でも理解できるようなワークショップです。ぜひご参加願いますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

● ICHI 研修会（全て現形開催のみ）

会場	日 時	場 所
千葉	2月1日（土） 15:00～18:00	TNP 千葉駅東口ビジネスセンター（千葉市中央区新町1-20 江戸ビル3・4階） カンファレンスルーム3E
熊本	2月22日（土） 15:00～18:00	TNP 熊本カンファレンスセンター（熊本市中央区花畑町4-7 朝日ビル1階） あさがお
仙台	3月1日（土） 15:00～18:00	TNP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口（仙台市青葉区花京院1-2-15 ソララプラザ4～6階） カンファレンスルーム5A

● 申込方法：下記 URL、または右 QR コードより申込ください。

<https://docs.google.com/forms/d/1FAIpQLS77b0CvD4ssSSh1r3D4DfwWhKiyCdw5JnZ4Pks5dKedfPA/viewform?usp=header>

- ・参加費：無料（交通費等の支給なし）
 - ・期間：定員（各25名）に達し次第開始（開始：1月28日（火））
 - ・持ち物：パソコン、タブレットを用いた ICHI 検索を行いますので、各自ご持参ください。
- ※会場にはWiFiを手配予定です。
- ※スマートフォンでも研修可能ですが、出来ればパソコン、タブレットPCをお勧めします。
- この件についての問い合わせ先：whoic.ichi@gmail.com



以上

「ICHI 研修会の実施」



「WHO 国際統計分類に関するサイトの作成」

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	医政局医事課、看護課、医薬局医薬安全対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	1,529,817（※）	28	22
令和5年度	340,441	18	12
令和6年度	345,441	23	14

※ 令和4年度の予算額、採択件数は、当初予算（340,441千円、18件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（1,189,376千円、4件）の合算である。

3. 研究事業の目的

健康・医療分野における ICT インフラの整備によるデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠の確立、及び健康医療分野における AI 技術の活用を促進する環境の整備を通じて、患者・国民の個々の特性に応じた適切かつ迅速な医療を実現することを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～7年度）では、医療機関のネットワーク環境の実態調査、技術的課題抽出等を行い、全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療 AI サービスをクラウド上で利用できることを目標に、医療機関の類型化に基づいた最適なネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールを示した。令和6年度はアンケートを実施し、医療機関の ICT 導入状況、ネットワーク構成、人員体制、リスクアセスメント実施状況、システムセキュリティ監査状況、保健所によるセキュリティ立ち入り検査対応状況などの実態、医療現場が抱える課題等を把握した。

・「ICT を利用した医師国家試験の評価方法の開発と検証のための研究」（令和 6～8 年度）では、CBT（Computer Based Testing）医師国家試験の導入における課題抽出等のため、全国 52 大学（1,248 名）参加のトライアル試験を実施した。 ・「医療現場における医療 AI の導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」（令和 5～6 年度）では、令和 5 年度に実施した既存の AI 製品の医療機関への認知と導入実態について大規模アンケートによる調査の結果を分析し、提言をとりまとめた。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和 6 年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	1	0	0	2	1	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、医療データを収集し安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、日本における ICT や AI の開発・実装を加速化するとともに、医療現場の負担軽減につながる行政施策の実施のために必要不可欠である。 また、昨今の生成 AI（対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できる AI）の急速な技術革新に伴い、政府では AI 戦略会議が組織される等、生成 AI 技術への注目は大きく、保健医療分野においても生成 AI 技術の実装に向けた政策が求められる。
効率性 の観点 から	各戦略や保険医療分野 AI 開発加速コンソーシアムにおいて求められている課題等を採択し、厚生労働省内の保健医療関連部署から幅広く ICT・AI の開発ニーズを聴取する等、医療提供現場や医療教育のニーズに合った ICT・AI 開発に効率的につなげていた。また、研究の進捗状況は中間評価委員会が行い、その評価を各研究者にフィードバックすることで、効率的な研究実施を図っていた。さらに外部有識者から構成される評価委員会で公正かつ時代に即応した研究評価を行うことで、効率的に研究を推進できる仕組みを構築していた。

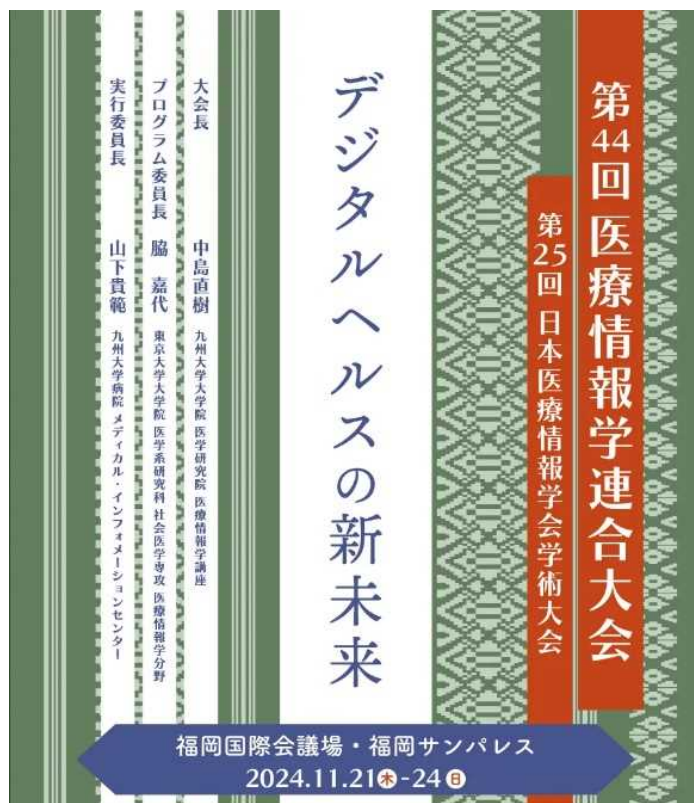
有効性の観点から	研究成果は健康・医療分野における ICT や AI を活用することによる医療の質の向上、均てん化、診療支援基盤の構築や ICT・AI 開発のためのデータ利活用の基盤となり、日本における ICT・AI 開発の加速化に繋がる。また「データヘルス改革推進本部」の取組み、「保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム」の「ロードブロック解消に向けた工程表」等の取りまとめ、AI 戦略 2022 などの政策における課題への対応などで貢献した。具体的には、次世代医療基盤法下での匿名加工医療情報を用いた予測 AI モデル開発を実証する等、データ活用を通じた医療の質や安全性の向上、医療従事者の負担軽減の観点からも、有効性が高い成果が得られていた。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

世界的に保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の流れが加速している中で、医療データを取り扱う上でのセキュリティの問題や、医療機関における AI の導入における課題など、AI 技術の社会実装に伴う課題を抽出するとともに、その対応方策の検討を行うことが肝要であることが保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム等で指摘されている。また、生成 AI の急速な技術革新に伴い、政府では AI 戦略会議、AI 戦略チームが組織される等、生成 AI 技術への注目は大きく、保健医療分野においても生成 AI 技術の実装に向けた政策が求められている。こうした議論や AI 戦略等を踏まえ、引き続き、保健医療分野における ICT・AI 開発に求められる環境整備に関する研究、保健医療分野の AI 実装等データ利活用状況等の調査研究、また、ICT・AI を活用した現場の負担軽減や医療の質の均てん化、更なる精度向上に繋がる効率的なシステム開発と活用に向けた研究を実施する必要がある。

＜参考＞ 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「クラウド上の医療AI利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～令和7年度）をはじめとした本事業における研究の成果が、第44回医療情報学連合大会（令和6年11月開催）にて発表された。



公募シンポジウム4

11月22日（金）16:30～18:00
C会場（福岡国際会議場4階・411+412）

クラウド上の医療AI利用促進のためのネットワークセキュリティの現状とその課題

オーガナイザー 宇賀神 敦（医療AIプラットフォーム技術研究組合）
座長 宇賀神 敦（医療AIプラットフォーム技術研究組合）
藤井 進（東北大学）

2-C-5-01 電子カルテ端末からの利用を見据えた医療AIサービスの開発
演者 岡村 浩司（国立成育医療研究センター）

2-C-5-02 医療機関および地域医療連携ネットワークシステムでのセキュリティの現状
演者 中村 直毅（東北大学）

2-C-5-03 医療機関ネットワークの類型化から考えるセキュリティ強化のアプローチ手法と、有効な対策ソリューションの紹介
演者 片山 伸（ジェイズ・テクノロジー株式会社）

2-C-5-04 グループ病院でのセキュリティ対応とその課題～システム監査を中心に
演者 福田 秀樹（徳洲会インフォメーションシステム株式会社）

2-C-5-05 地域医療連携ネットワークシステムを活用したゼロトラストのニーズ調査
演者 藤井 進（東北大学、慶應義塾大学大学院）

2-C-5-06 クラウド型AIサービス活用の課題と将来の展望について
演者 宇賀神 敦（医療AIプラットフォーム技術研究組合）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的法的社会的課題研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	7,250	6	2
令和5年度	7,250	5	2
令和6年度	7,250	1	1

3. 研究事業の目的

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues、以下「ELSI」という。）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）・ゲノム医療に焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する研究」（令和5～6年度）では、研究への患者・市民参画について、諸外国の取り組みや国内の現状に関する調査等を行い、その結果を踏まえて、研究で人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する提言の作成を行った。
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	0	0	6	3	0	0	0	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	厚生労働分野に係る健康・医療関連に特化した具体的な ELSI は多く存在し、課題の抽出、解決に向けた研究が求められている。 医療情報のデジタル化及びデジタルデータ（病理画像、CT・MRI 画像、手術動画、ゲノムデータ等）については、AI 研究開発等への利活用の促進が肝要であり、デジタルデータの AI 研究開発等への利活用に係る ELSI の抽出、国際的な動向も踏まえた対応策の検討が必要である。 ゲノム分野については、国民が安心してゲノム医療を受けられるために回避すべき社会的不利益に対する対応策に関する検討結果や指針の提案等が期待される。 したがって、ゲノム医療、ICT、AI をはじめとする科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらす ELSI の影響をリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことは、最先端の科学技術の社会実装とより一層のイノベーションの推進に必要であるため、本研究は高く評価することができる。
効率性 の観点 から	研究の進捗状況の評価する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図った。外部有識者から構成される評価委員会で研究評価を行うことで、効率的な研究を推進した。また、多岐にわたる科学技術のもたらす ELSIの中から、ゲノム解析や AI 技術に対して焦点を当てつつ、生命科学・医学系研究全体に共通する ELSI に関する研究も推進し、研究成果の効率的な波及に努めた。加えて、厚生労働省内の保健医療関連部署へのニーズ聴取等により、各種先端的な研究の進捗状況の把握と同時並行で研究を実施することで、新たな科学技術の社会実装を効率的に進めた。
有効性 の観点 から	人文社会科学及び自然科学の様々な分野の視点から具体的な課題の抽出やその重要度等の評価に関する調査研究を行い、科学的根拠に基づく社会的便益、社会的コスト、意図せざる利用等を予測することから、利害調整を含めた政策の検討に資する成果が得られた。また、国

	民のゲノム医療に関する知識と理解の向上を目的として、普及啓発資料の作成及び啓発活動を行う等、本研究事業の成果は、新たな科学技術の社会実装を推進する上で有効である。
--	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

急速に進展する生成 AI を巡っては、その利用におけるリスク等について国内外で議論がなされているところであり、今後、厚生労働分野における生成 AI の利用や開発に際しての対応策の検討が必要となることが見込まれる。 こういった最先端の科学技術の社会実装によりイノベーションを推進していくために、ゲノム医療、ICT、AI 等の科学技術の開発とこれらの科学技術がもたらす ELSI の影響が、国民の不利益に繋がることのないよう、ELSI をリアルタイムで検討する本研究事業を並行して実施していくことが必要である。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「人を対象とする生命科学・医学系研究における患者・市民参画の推進方策に関する研究」（令和5～6年度）の研究報告書について、「第4回 生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議」の参考資料として使用された。	<table border="1"> <tr> <td>第4回 生命科学・医学系研究等における 個人情報の取扱い等に関する合同会議</td><td>資料 1</td></tr> <tr> <td>令和7（2025）年6月25日</td><td></td></tr> </table>	第4回 生命科学・医学系研究等における 個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料 1	令和7（2025）年6月25日	
第4回 生命科学・医学系研究等における 個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料 1				
令和7（2025）年6月25日					
人を対象とする生命科学・医学系研究に おける患者・市民参画の推進方策について 武藤 香織 東京大学 医科学研究所 ヒトゲノム解析センター 公共政策研究分野 教授 理化学研究所 生命医科学研究センター 生命医科学倫理とコ・デザイン研究チーム チームディレクター					
					
第4回生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議 ©Kaori MUTO, 2025. All rights reserved.					
1					

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
主管部局（課室）	大臣官房国際課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	41,250	8	7
令和5年度	41,250	6	6
令和6年度	41,250	9	8

3. 研究事業の目的

地球規模の保健課題に対して、我が国がこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、限られた財源の中で効果的・効率的に国際保健に貢献し、保健分野における国際政策を戦略的に主導し、国際技術協力等を強化する必要がある。よって、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を中心とした国際政策主導、国際技術協力、人材育成等を推進する行政施策の基盤構築等に資する研究を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 令和6年度終了課題は以下の1つである。 「ASEAN等における高齢者介護サービスの質向上のための国際的評価指標の開発と実証に資する研究」（令和5～6年度）では、諸外国の介護の質の評価に関する既存の指標や好事例の分析及び統合を行い、ASEAN諸国の現地調査を通して高齢者介護サービスの質評価について新たな指標を開発した。この指標は国際会議等でも発信されており、今後のASEAN諸国等における高品質なLTC（Long-Term Care（長期介護、長期ケア））へのアクセス向上に貢献することが期待される。 また、継続課題においても十分な成果が得られた。 「カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」（令和5～7年度）では、昨年度構築したGHG（Green House Gas）

排出量の定量化の産業連関モデルを活用し、ヘルスケアのサプライチェーンにおいて脱炭素化対策の介入ポイントとなる項目別に GHG 排出量を算定する方法論の開発が行われた。また、介護サービス由来のカーボンフットプリントの構造経路分析から、介護施設における低炭素電源の導入及びカーボンフットプリントの小さい介護予防策の促進が、カーボンニュートラル社会における介護として重要であることが示唆された。

「ポスト SDGs を見据えた新たな UHC 指標開発に資する研究」（令和 6～8 年度）では、既存の UHC 指標及び新たな保健関連サービスの UHC への統合に関する分析や、公的な保健医療保障制度に統合する政策決定の際に必要な価値基準（費用対効果、倫理観、環境配慮等）に関する研究論文や既存資料のレビューによる定性的分析等が実施された。これらの分析は、令和 7 年に日本に設置される UHC ナレッジハブの活動に資するものであり、世界の UHC 実現に寄与することが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

（２）論文数などの業績（令和 6 年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	0	0	0	6	2	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に、国際社会が連携して持続可能な保健システムを構築する必要性が一層高まっている。また、これまで蓄積してきた知見や経験を活用し、UHC を含めた国際保健分野の様々な課題において我が国がより効果的に貢献・主導し、国際的なプレゼンスをさらに高め、国際協力に関する政策を決定していくことが求められている。本研究事業を通して WHO 等の国際機関との連携、UHC の推進、SDGs 達成に資する国際政策の在り方を整理し、有効な提案を得ることは、パンデミック対応や健康危機への備えとして、我が国及び国際社会にとって重要かつ不可欠な意義を有する。
効率性 の観点 から	厚生労働省における国際保健政策の企画立案、国際保健分野の国際交渉等において研究成果を効率的に活用できるよう、公募において研究班に国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家が参加することを条件とし、研究開始後は担当職員が研究班会議等に積極的に参加し、政策研究として行政施策に活用できるような成果を生み出すこと

	ができるよう関与した。また、日々変化する国際保健情勢における我が国の立場に合わせた最前線の研究成果にするべく、国際保健分野における最新の状況を研究者に共有した。研究者・研究事業・担当職員の間で適切に連携体制を構築することで、研究対象や研究内容の重複等が生じないように、効率的な事業運営が行われた。
有効性の観点から	本研究を通じて得られた知見や提案は、国際保健政策の企画立案や国際会議等の場における議論の方向性の基盤形成に資するものであった。SDGs や UHC といった国際目標と連動した我が国からの提案は国際機関や諸外国から一定の評価を受けており、UHC フォローアップやグローバル会合において実際に政策議論を牽引したことからも、有効な成果と評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

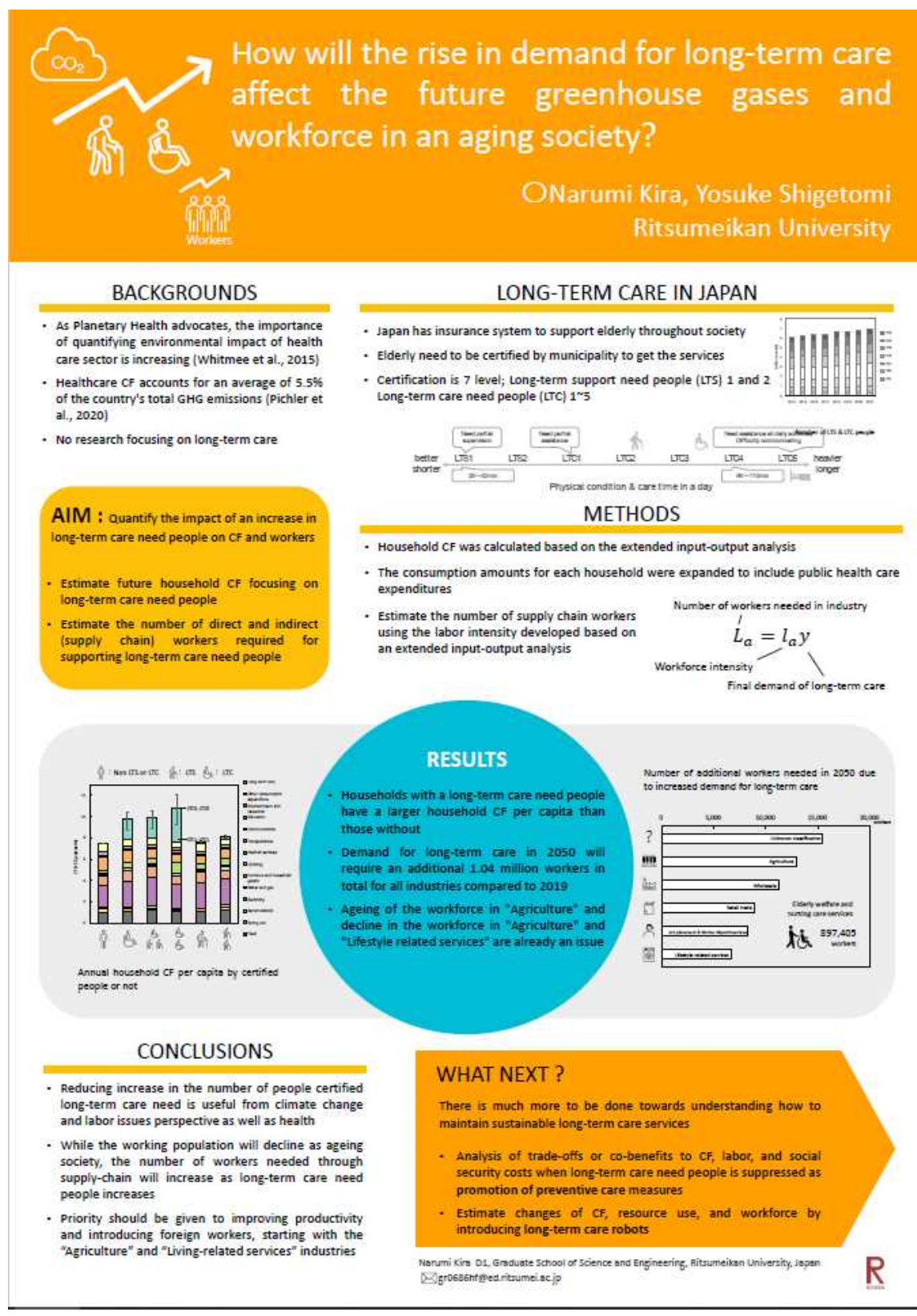
本研究事業を通じて、国際保健分野における我が国の戦略的立場の明確化や、国際機関等との連携の在り方に関する一定の知見を得ることができた。特に、WHO 改革や UHC の国際的展開といった重要課題に対し、政策形成に資する情報収集及び分析を行い、国際会議における実務的対応や関係省庁との調整にも寄与した。

一方で、今後の課題として、急速に変化する国際議論の動向を的確に把握し、それを踏まえた政策提案力のさらなる強化が求められる。また、国際保健における関係者の多様化や、中国やグローバルサウスに代表される新興国の台頭を踏まえ、我が国のプレゼンスを持続的に高めていくための柔軟なアプローチを模索する必要がある。さらに、エビデンスに基づく政策立案を支える分析体制の強化や分野横断的な知見を統合できる人材の育成は引き続き重要な課題である。

近年、米国が WHO 脱退を表明するなど、国際保健情勢は大きな転換点を迎えており、多国間主義を強く支持する我が国にとって、保健に関する国連の専門機関である WHO への関与は一層重要性を増している。こうした状況を踏まえ、制度的課題への戦略的対応や UHC 行動計画の実装、日本が G7 議長国となる 2030 年を見据えた実践的提言と人材育成に向け、積極的に取り組む必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」（令和5～7年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	省内関係部局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	244,407 ^{※1}	36	36
令和5年度	380,667 ^{※2}	44	44
令和6年度	380,667 ^{※3}	44	44

※1 令和4年度第2次補正予算 104,000 千円を除く。

※2 令和5年度第1次補正予算 144,000 千円を除く。

※3 令和6年度第1次補正予算 70,476 千円を除く。

3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用することを目的としている。

また、本研究事業では、特に緊急性が高く、他の研究事業では迅速に実施できない研究課題を推進している。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 1. アルツハイマー病の新しい抗 Aβ 抗体薬および BPSD 治療薬対応のための診療指針策定のための調査研究（令和6年度） アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬、BPSD（Behavioral and psychological symptoms of dementia）治療薬の臨床導入に向けて、「アミロイド PET イメージング剤の適正使用ガイドライン（第4版）」「認知症に関する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用ガイドライン（第3版）」「認知症に関する APOE 遺伝学的検査の適正使用ガイドライン（初版）」「かかりつけ医・認知症サポート医のための BPSD に対応する向精神使用ガイドライン（第3版）」のガイドラインの記載を一括して改定した。 これら4つのガイドラインはすべて認知症関連の6学会（日本神経学会、日本神

経治療学会、日本精神神経学会、日本認知症学会、日本老年医学会、日本老年精神医学会）での査読監修を受けたものであり、新ガイドラインの整備により、複数の抗アミロイドβ抗体薬が上市され、BPSD のアジテーションに対して初めての保険適用薬が登場した新しい認知症医療の現況に対応可能となった。

今後、厚生労働省や日本認知症学会などの認知症関連学会の HP にガイドラインのリンクを貼ることとして、広く認知症の診療に関係するスタッフへの周知をはかる予定である。本研究成果により、アルツハイマー病の新しい治療薬の登場に伴う新たな診療体制について、安全性の確保・質の向上、均霑化を図ることにつながり、我が国の認知症医療の質の向上に資するものである。

2. ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築（令和6年度）

欧米等の海外諸国では薬事承認されているものの、国内では薬事承認申請に向けた開発がされていない（ドラッグ・ロス）医薬品について、学会等への調査及び海外における使用状況等に基づいて当該医薬品の開発優先順位を決定し、厚生労働省からプレスリリースにより報道機関等に周知した。また、「開発の必要性が特に高い」とされたグループ A の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における評価に必要な情報の整理を行い、要望書及び評価書案を作成した。

厚生労働省では、この整理結果を踏まえ、ドラッグ・ロスの更なる解消に向けて、グループ A 品目について、第 63 回医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議（令和7年5月9日開催）において評価を行った。医療上の必要性が高いと評価された品目については、国内企業への開発要請等を行い、現在生じているドラッグ・ロスの解消につなげられることになるため、意義は非常に高い。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

（2）論文数などの業績（令和6年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
25	18	18	1	81	16	0	0	11	13

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業の目的にしたがって、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題を解決するための研究課題を数多く実施し、新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政
------------------	---

	施策に活用できた。特に緊急性が高い研究課題を迅速に実施できる体制は他の研究事業では不可能であるため、厚生労働科学研究の発展において本研究事業は必要不可欠である。
効率性の観点から	本研究事業は原則として単年度の研究であることから、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各分野の研究事業における事前評価に基づき研究を実施する等、各部局との連携のもとに効率的に実施した。 所管課室から提案された研究課題は、成果を短期間で集約するために実施体制を精査し、組織された。また、研究内容に照らして研究経費が精査されており、必要最低限の費用で効率的に遂行された。
有効性の観点から	これまでの研究成果は、関連する審議会、検討会等における検討のための基礎資料とされる等、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等のために適宜活用されており、事業の目的に沿った成果を得た。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。従って、短期間でより効果的な成果を得るために、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が必要である。引き続きこれを念頭に、本研究事業を実施する必要がある。

＜参考 1＞ 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

1. アルツハイマー病の新しい抗 A β 抗体薬および BPSD 治療薬対応のための診療指針策定のための調査研究（令和 6 年度）により改定されたガイドライン

アミロイド PET イメージング剤の適正使用ガイドライン

改訂第4版 2025年4月30日

編集：「アミロイドPETイメージング剤の適正使用ガイドライン」ワーキンググループ
監修：日本核医学会、日本神経学会、日本神経治療学会、日本精神神経学会、日本認知症学会、日本老年医学会、日本老年精神医学会（50音順）

認知症に関する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用ガイドライン

第1版 2021年3月31日
第2版 2023年9月30日
第3版 2025年3月31日

「認知症に関する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用ガイドライン」
作成委員会

代表者：
池内 健（新潟大学脳研究所・教授）

作成委員：
山田 正仁（国家公務員共済組合連合会 九段坂病院・院長、東京科学大学
特命教授）
田中 稔久（大阪けいさつ病院・センター長）
小原 知之（九州大学病院・講師）
井原 涼子（東京都健康長寿医療センター・医長）
春日 健作（新潟大学脳研究所・助教）
森 康治（大阪大学医学系研究科・講師）

監修 日本認知症学会、日本老年精神医学会、日本神経学会、日本精神神経学会、
日本老年医学会、日本神経治療学会

認知症に関する APOE 遺伝学的検査の適正使用ガイドライン

初版 2025 年 3 月 31 日

「認知症に関するAPOE遺伝学的検査の適正使用ガイドライン」作成委員会

作成委員長：
関島 良樹（信州大学医学部・教授）

作委員長：

池内 健	(新潟大学脳研究所、教授)
石浦 浩之	(岡山大学学術研究院医歯薬学域、教授)
古庄 知己	(信州大学医学部、教授)
櫻井 晃洋	(札幌医科大学医学部、教授)
中村 勝哉	(信州大学医学部附属病院、講師)
中村 雅之	(鹿児島大学大学院医歯学総合研究科、教授)
森 康治	(大阪大学大学院医学系研究科、講師)
矢部 一郎	(北海道大学大学院医学研究院、教授)

協力者：
柴田 有花（北海道大学病院・認定遺伝カウンセラー）
張 香理（東京大学医学部附属病院・認定遺伝カウンセラー）

監修 日本認知症学会、日本老年精神医学会、日本神経学会、日本精神神経学会、
日本老年医学会、日本神経治療学会、日本遺伝カウンセリング学会

かかりつけ医・認知症サポート医のための
BPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン
(第3版)

本ガイドライン作成の背景と目的

[illegible][illegible]

1. 改善の原理

第1版……平成24年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業／研究代表者：本間 昭）
第2版……平成27年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業／研究代表者：新井平伊）
第3版……令和6年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業／研究代表者：宮本泰和）

2. ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築（令和6年度）研究班の整理結果のプレスリリース及び医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議資料（抜粋）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

令和7年3月31日

【関係先】

医政局研究開発政策課治験推進室

室長 飯村 康夫（内線 4161）

室長補佐 酒井 義典（内線 4165）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2430

報道関係者 各位

令和6年度厚生労働科学特別研究事業
「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」研究班の
整理結果を公表します

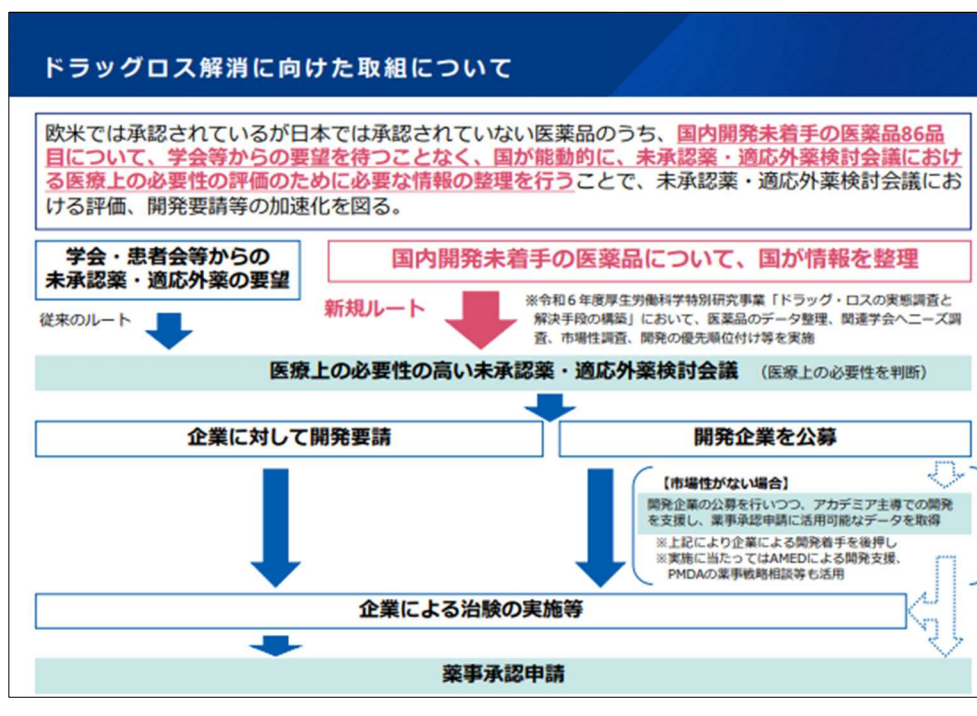
この度、令和6年度厚生労働科学特別研究事業「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」（研究代表者：国立がん研究センター中央病院先端医療科 佐藤 潤 医師）における、欧米では承認されているが国内では承認されていない医薬品のうち国内開発未着手の医薬品（以下「ドラッグ・ロス品目」という。）の情報の整理結果が別添のとおり取りまとめられましたので公表します。

厚生労働省では、この整理結果を踏まえ、ドラッグ・ロスの更なる解消に向けて、「開発の必要性が特に高い医薬品」（グループA品目：14品目）について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議を開催する予定です。同会議において、医療上の必要性が高いと評価された品目については、国内企業への開発要請等を行い、現在生じているドラッグ・ロスの解消に取り組んでまいります。

また、「開発の必要性が高い医薬品」（グループB品目：41品目）については、「未承認薬等迅速解消促進調査事業」において、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における評価に必要な情報の整理を行い、準備ができたものから順次、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性を評価することとしています。

【特別研究班による分類結果】

グループA「開発の必要性が特に高い医薬品」	：14品目
グループB「開発の必要性が高い医薬品」	：41品目
グループC「開発の必要性が低い医薬品」	：11品目
グループD「開発の必要性がない医薬品」	：12品目
その他「既にドラッグ・ロスが解消されている医薬品」	：8品目



< 参考 2 > 令和 6 年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研 究 課 題 名	研究代表者	所属施設名	職名
歯科疾患実態調査の効率的・効果的な実施にむけたシステム構築のための研究	福田 英輝	国立保健医療科学院	統括研究官
専門研修の募集定員設定のための都道府県別・診療科別の医師ニーズの算出に係る研究	小池 創一	自治医科大学	教授
看護職員の需給推計の妥当性と推計シナリオの検討	小林 美亜	国立大学法人 山梨大学	特任教授
看護・栄養分野の医療情報標準化と FHIR 仕様策定研究	秋山 智弥	国立大学法人 東海国立大学 機構名古屋大学	教授
失語がある人の生活の質に影響する因子の調査研究	菅原 英和	初台 リハビリテーション病院	院長
眼球提供・あっせんにおける医療の標準化に資する研究	外園 千恵	京都府立医科大学	教授
医療施設のオール・ハザード型の事業継続計画（BCP）構築に向けた体制確立のための研究	本間 正人	鳥取大学医学部 救急・災害医学分野	教授
再生医療等安全性確保法におけるリスク分類の見直しに資する調査研究	岡田 潔	一般社団法人 日本再生医療学会	常務理事
臨床研究のさらなる適正化に向けた諸課題に係る調査研究	佐藤 典宏	国立大学法人 北海道大学	機構長／教授

NDB 研究支援体制の実践的検証研究	村松 圭司	産業医科大学	准教授
アルツハイマー病の新しい抗 $A\beta$ 抗体薬および BPSD 治療薬対応のための診療指針策定のための調査研究	富本 秀和	三重大学大学院医学研究科 脳神経・筋病態学講座	特定教授
カンナビノイド医薬品とカンナビノイド製品の薬事監視	太組 一朗	聖マリアンナ医科大学	教授
医療機関における医療機器のサイバーセキュリティの確保等のために必要な取組の研究	塩崎 英司	一般社団法人 国立大学病院 長会議	理事・事務局長
体外診断用医薬品及び医療機器の一般的名称の策定・選定に係る環境整備に向けた考究	谷城 博幸	大阪歯科大学 医療イノベーション研究推進機構	教授
へき地・離島等での血液製剤の有効利用のための研究	田中 朝志	東京医科大学	教授
電動工具を用いた石綿等の切断作業等における粉じん発散抑制措置の効果の実証研究	古賀 純子	芝浦工業大学	教授
無線操作が可能な天井クレーンの日本国内における設置状況の調査と安全性の分析	山際 謙太	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	機械システム安全研究グループ 部長代理
ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築	佐藤 潤	国立がん研究センター中央病院	医員
歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン改訂のための研究	宮脇 卓也	岡山大学	教授

令和6年能登半島地震における医療チームの対応の検証に基づく災害時医療提供体制の向上に資する研究	近藤 久禎	国立病院機構 本部 DMAT 事務局	次長
無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題の解決のための調査研究	横田 睦	公益社団法人 全日本墓園協会	理事・主 管研究 員・博士 (工学)
特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の等級判定を補助するための情報ツール作成のための研究	本田 秀夫	信州大学	教授（特 定雇用）
盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査	奈良 里紗	大阪教育大学	准教授
リアルワールドデータを用いた国際標準分類に準拠した医療技術の再分類の取り組みと、再分類の効果予測研究	瀬戸 泰之	国立がん研究 センター中央 病院	病院長
緊急時における有効期間を超えた血小板製剤の使用のための体制構築に係る研究	前田 士郎	琉球大学大学 院医学研究科	教授
日本型パテントリンケージ制度において医薬品特許の専門家の意見を反映させる仕組みの構築に向けた調査研究	加藤 浩	日本大学	教授
薬局製造販売医薬品の範囲の見直しに向けた研究	伊藤美千穂	国立医薬品食 品衛生研究所	部長
利用者の状態変化に適切に対応する精神科訪問看護の提供体制整備に向けた研究	萱間 真美	国立研究開発 法人国立国際 医療研究セン ター・国立看 護大学校	大学校長
国内での COVID-19 ワクチン臨床試験実施状況等調査	廣田 良夫	医療法人相生 会臨床疫学研 究センター	センター 長

医療機関で製造された PET 製剤を他の医療機関へ運搬して安全に使用するための基準策定のための研究	絹谷 清剛	金沢大学医薬保健研究域医学系 核医学	教授
診療行為の構造化と生成 AI 等を活用した標準化されたレセプト作成機能開発の為に基礎的調査研究	藤林 和俊	順天堂大学	准教授
救急救命処置「アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤によるアドレナリンの筋肉内投与」の投与対象拡大に向けた研究	坂本 哲也	帝京大学	客員教授
医療関係職種の養成課程における共通授業科目の実態把握等及び複数資格取得の有用性を検討するための研究	福島 統	東京慈恵会医科大学	特命教授
認定臨床研究審査委員会の審査の質の定期評価のための評価手法およびその実施方法に関するマニュアル策定に向けた研究	神山 圭介	慶應義塾大学病院臨床研究監理センター	教授
医療的ケアが必要な者に関する実態調査と特別な支援が必要な者の推計方法の確立の調査研究	是松 聖悟	埼玉医科大学	教授
性行動異常を呈する者の精神医学的考察と認知行動療法を含めた介入方法の検討及び性被害者の心理的ストレス対処に資する実態調査	張 賢徳	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	所長
造血幹細胞移植に用いる臍帯血の品質管理に資する研究	内田 直之	虎の門病院	部長
オールジャパンでの脳死臓器移植における恒温機械灌流の臨床実装	吉住 朋晴	九州大学大学院消化器・総合外科	教授

バイオ後続品の有効性・安全性をリアルワールドで体系的に評価するシステムの確立	岩上 将夫	筑波大学医学医療系	教授
緊急避妊薬の薬局販売に備えた薬剤師研修用資材の作成	亀井 美和子	帝京平成大学薬学部	教授
令和6年能登半島地震におけるアレルギー疾患対応の実態把握および災害時の相談体制構築に資する研究	小林 茂俊	帝京大学	教授アレルギーセンター長
小児用医療機器の円滑な市販後調査実施のための研究	犬塚 亮	国立大学法人 東京大学 医学部附属病院 小児科	講師
濫用等のおそれのある医薬品の販売に際しての小容量包装として妥当な包装単位の設定のための研究	花尻 瑠理	国立医薬品食品衛生研究所	医薬安全科学部部長
ゲノム編集技術等が用いられたヒト胚等の臨床利用の規制の方法の検討のための研究	山口 照英	日本薬科大学	客員教授

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策分野」
研究事業名	がん政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	610,842	56	50
令和5年度	610,842	74	51
令和6年度	610,842	68	58

3. 研究事業の目的

「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究、各分野の取組やがん対策全体の評価に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「ゲノム情報に応じたがん予防に係る指針の策定と遺伝性腫瘍に関する医療・社会体制の整備および国民の理解と参画に関する研究」（令和5～7年度）では、遺伝性腫瘍について、患者及び未発症血縁者に対する医療（診断、治療、遺伝カウンセリング、臓器横断的サーベイランス）の標準化に向けて、エビデンスを整理し、医療機関の連携体制の構築を推進している。遺伝性腫瘍多遺伝子パネル検査等においてみられる遺伝性腫瘍に関する病的バリエーションについて、開示推奨度や対応方針をまとめ、診断、治療等、診療を標準化するための指針が「遺伝性腫瘍症候群に関する多遺伝子パネル検査（MGPT）の手引き 2025年版」としてまとめられ、令和6年度に公表された。遺伝学的検査を臨床現場に広く導入するために今後活用される予定である。 ○「アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築に向けた研究」（令和5～7年度）では、「アピアランス支援モデル事業」と連携し、モデル

事業実施医療機関担当者を対象とした研修会を開催した他、得られたデータの解析等によりアピアランスケアに関する相談支援や情報提供の効果・問題点などについて検証した。これらの知見をもとに、「がん診療連携拠点病院におけるがん患者に対するアピアランスケア実装のためのワークブック」を作成し、アピアランスケア実装のために必要な内容を示した。本研究で得られた成果は、がんとの共生に係る検討会において報告予定である。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 「希少がん及び小児がんの臨床試験・治験等に関する医療従事者と患者の情報リテラシーの向上に資する研究」（令和5～7年度）では、シンポジウム開催等を通じての全国の医療従事者や患者団体等への治験情報等へのアクセス向上を測った結果として、一般的な腫瘍内科を受診する患者の情報リテラシー向上が成果として得られた。一方で希少がん・小児がんに特化しての解析については不十分な成果であった。これは、希少がん等を対象とする他研究班との連携が不十分であり、希少がん等に特化した調査ができなかったためである。									
（2）論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
13	39	33	20	162	13	1	4	12	69

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	遺伝性腫瘍に関する患者及び未発症血縁者に対する医療の標準化のためのエビデンスの整理、アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げた。今後も「第4期がん対策推進基本計画」等を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていく必要がある。
効率性 の観点 から	第4期基本計画に基づく各検討会等における議論結果や、医療の進展に伴う新たな課題、がん研究の最新動向、医療従事者及びがん患者をはじめとする国民のニーズを踏まえ、妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められ、多くの成果が得られた。
有効性 の観点 から	遺伝学的検査を臨床現場に広く導入するために必要な遺伝性腫瘍に関する診断、治療等、診療を標準化するための指針や、がん診療連携拠点病院におけるアピアランスケア実装のために必要な内容などが報告された。これらは、遺伝学的検査の臨床現場への導入や、アピアラ

	ンスケアの体制整備等に資する成果であり、がん対策の推進に寄与した。
--	-----------------------------------

6. 改善すべき点及び今後の課題

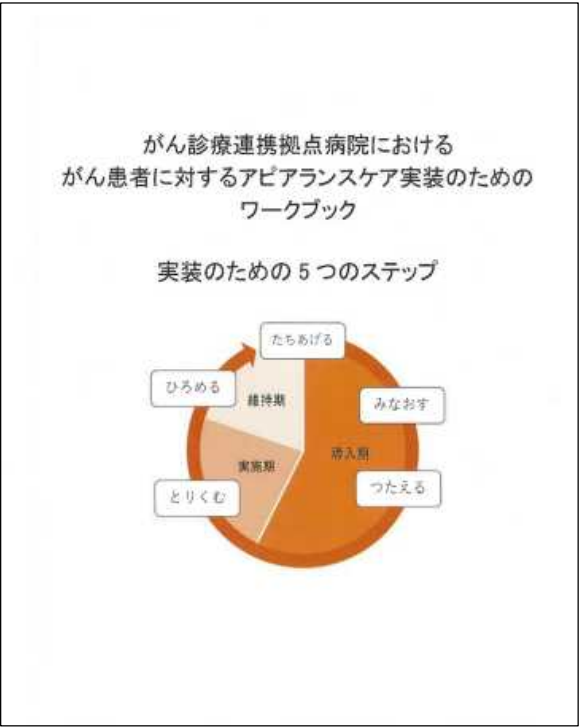
「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向け、「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「遺伝性腫瘍に関する患者及び未発症血縁者に対する医療の標準化」、「アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。一方、「希少がん及び小児がんの臨床試験・治験等に関する医療従事者と患者の情報リテラシーの向上」では、希少がん等を対象とする他研究班との連携が不十分であるなどの課題もあり、今後連携強化を図る必要がある。

＜参考＞ 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「ゲノム情報に応じたがん予防に係る指針の策定と遺伝性腫瘍に関する医療・社会体制の整備及び国民の理解と参画に関する研究」（令和5～7年度）



「アピアランスケアに関する相談支援・情報提供体制の構築に向けた研究」（令和5～7年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課
関係部局	健康・生活衛生局がん・疾病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	596,160	79	59
令和5年度	596,160	71	55
令和6年度	596,160	74	59

3. 研究事業の目的

急速な高齢化や、疾病構造の変化に対応しつつ、健康寿命の延伸を目指す上で、生活習慣病対策は重要である。本研究事業は、循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病対策分野に多面的に貢献するための科学的エビデンスの集積を目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（１）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「健康づくりのための身体活動・運動の実践に影響を及ぼす原因の解明と科学的根拠に基づく対策の推進のためのエビデンス創出」（令和４～６年度）では、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」に基づき、内容を国民によりわかりやすく周知する「アクティブガイドー健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023ー（アクティブガイド 2023）」を作成した。 ○「骨粗鬆症検診実施率・受診率向上に資する検診実施体制の見直しのための研究」（令和６～８年度）では、様々な関係領域の専門家の観点から、骨粗鬆症検診における課題を抽出・検証の上、新たな骨粗鬆症検診・保健指導マニュアルの素案を作成した。 ○「循環器病のデジタルヘルスの推進に関する研究」（令和５～６年度）では、デジタルヘルスの導入に関するヒアリング、日本脳卒中学会の Primary Stroke

Center を対象とした施設調査の結果も合わせて、日本の脳卒中・循環器病領域のデジタルヘルスの導入の現状と課題を明らかにした。									
③ 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし									
(2) 論文数などの業績(令和6年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
62	218	152	5	320	53	0	0	7	17

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢化の進展、疾病構造の変化により、生活習慣病及びその合併症の増加が見込まれ、対策へ向けた社会的需要が高まっている。健康寿命を延伸しつつ、社会保障制度を持続可能なものとするためには、本研究事業の成果として得られる科学的根拠に基づき、保健・医療の質の向上を目指すことが求められ、生活習慣病等に関する重要な科学的根拠を得る上で、本研究事業の持つ意義や必要性は高い。
効率性 の観点 から	本研究事業は、令和6年度に開始した「健康日本 21（第三次）」や令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」の方向性にしたがって推進されており、施策への反映が効率よく行える仕組みとなっている。また、一貫したデータ収集体制のもとでの継続的な追跡調査による、生活習慣の改善に伴う疾病や合併症の減少等について、大規模コホートを活用して効率的に研究成果を得た。研究課題の評価においては、循環器病、糖尿病、健診・保健指導、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など多岐にわたる専門の委員を含めた評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な研究事業の推進を図っている。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果は、日本人の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策が依拠する科学的エビデンスとして、「健康日本 21（第三次）」や「第2期循環器病対策推進基本計画」の推進に活用される。また、本邦における健康診査等の見直しに反映される。さらに、循環器病予防等についてのエビデンスを踏まえた、指針等の作成・普及により、幅広い領域に貢献できることから、その有効性は高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度に開始した「健康日本 21（第三次）」の取組を進めていく上で、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。また、循環器病においては、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

＜参考＞ 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

健康づくりのための身体活動・運動の実践に影響を及ぼす原因の解明と科学的根拠に基づく対策の推進のためのエビデンス創出（令和4～6年度）

健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023

RECOMMENDATION 1

成人版

推奨事項

- 個人差を踏まえ、強度や量を調整し、可能なものから取り組む。今よりも少しでも多く身体を動かす。
- 強度が3メッツ以上の身体活動を週23メッツ・時以上行うことを推奨する。具体的には、歩行又はそれと同等以上の強度の身体活動を1日60分以上行うことを推奨する（1日約8,000歩以上に相当）。
- 強度が3メッツ以上の運動を週4メッツ・時以上行うことを推奨する。具体的には、息が弾み汗をかく程度の運動を週60分以上行うことを推奨する。
- 筋力トレーニングを週2～3日行うことを推奨する（週4メッツ・時の運動に含めてもよい）。
- 座位行動（座りっぱなし）の時間が長くなりすぎないように注意する（立位困難な人も、じっとしている時間が長くなりすぎないように、少しでも身体を動かす）。

1 推奨事項と具体例の説明

- 身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する、骨格筋の収縮を伴う全ての活動のことです。身体活動は、日常生活における家事・労働・通勤・通学などに伴う「生活活動」と、健康・体力の維持・増進を目的として、計画的・定期的に行われる「運動」の2種類に分類されます。
- メッツとは、身体活動の強度を表し、安静座位時を1メッツとし、その何倍のエネルギーを消費するかという指標です。歩行の強度は、3メッツに相当します。メッツ・時とは、メッツに身体活動時間を乗じた活動量の単位です。

- 3メッツ以上の身体活動・運動として、例えば毎日60分歩けば、ほぼ週23メッツ・時に相当します。60分の歩行は約6,000歩に相当します。また、3メッツ未満の（家事などの）生活活動は1日約2,000歩に相当します。このため、1日の合計は約8,000歩となります。
- 筋力トレーニングについての詳細は、「筋力トレーニングについて」を参照してください。
- 座位行動とは、座位や臥位の状態で行われる、エネルギー消費が1.5メッツ以下の全ての覚醒中の行動で、例えば、デスクワークをすることや、座ったり寝こんだ状態でテレビやスマートフォンを見ることがあります。

2 科学的根拠

- 推奨値については、成人を対象にしたコホート研究をレビューした結果¹⁾、生活習慣病発症予防に効果のある身体活動量の下限値が週19メッツ・時から週26メッツ・時の間に分布しており、その平均値が週23メッツ・時であること、及び日本人を対象とした研究に限ったメタ解析²⁾においても、週22.5メッツ・時より多い人で効果が期待できると確認されたため、身体活動量の推奨値を週23メッツ・時としています。また、運動については、生活習慣病発症予防に効果のある運動量の下限値が週2メッツ・時から週10メッツ・時の間に分布していたことから、その平均値である週4メッツ・時を運動量の推奨値としています。本ガイド策定に向けて最新の研究をレビューしたところ、過去のレビュー結果と同様な傾向を確認したことから、推奨値の変更は必要ないと判断しました。
- 身体活動と生活習慣病発症や死亡リスクの間には、身体活動量が多いほど、疾患発症や死亡リスクが低いという関係がみられ、特に週23メッツ・時程度までは大きなリスク低下が期待できます³⁾（図1）。また、1日あたり10分の身体活動を増やすことで、生活習慣病発症や死亡リスクが約3%低下すると推測されています³⁻⁵⁾。また、運動量と生活習慣病発症や死亡リスクの間にも同様の関係がみられ、週4メッツ・時を満たす場合、生活習慣病発症や死亡のリスクが約10%低いことが示されています³⁾。“やりすぎ”の身体活動量はまだ明らかではありませんが、怪我や体調に注意して無理をしないことが大切です。
- 座位時間と死亡リスクの関係を検討した34件のコホート研究のメタ解析では⁶⁾、座位時間の増加に伴い死亡リスクが増加することが報告されています（図2）。一方、1日60分以上の中強度以上の身体活動によって、座位行動による

図1 身体活動量と生活習慣病発症・死亡リスクとの関係³⁾

図2 座位時間と死亡リスクとの関係⁶⁾

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課女性の健康推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	55,000	8	4
令和5年度	55,000	8	5
令和6年度	55,000	8	5

3. 研究事業の目的

女性の健康に関して、ライフステージ毎に変化する心身の特性を踏まえ、生涯にわたる包括的な支援が求められており、本研究事業は、その体制整備を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発（令和4～6年度）では、性ホルモンの変化に伴う女性及び男性の更年期症状に関して、症状が日常生活や労働に与える影響を明らかにし、性差に着目した両立支援についての普及活動や支援・介入のための資料を作成した。また、「働く世代のための更年期サイト」を構築し、更年期障害に関連する治療と仕事の両立支援に関連する情報を掲載した。 ○健康寿命延伸に備えた女性の心身の健康支援のための普及啓発に向けた研究（令和5～7年度）では、更年期・老年期における女性の健康問題の整理、包括的支援に資する根拠の調査・分析を行っている。ロコモティブシンドロームや認知症など女性の健康寿命を延伸させるために解決すべき健康課題を検討する上での基礎資料として活用されている。 ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	25	0	0	13	0	0	0	0	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	これまで、わが国における女性の健康支援に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開され、研究においても、妊娠・出産や疾病等に着目して進められてきた。このため、ライフステージごとに変化する女性の心身の特性を踏まえた取組や、生涯に渡る包括的な支援が十分に行われていない状態であり、その体制整備において早急な対応を図るための研究を行う必要がある。
効率性 の観点 から	医学的・生物学的視点のみならず社会的背景を踏まえ、女性の生涯における健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当てているため、産婦人科学、小児科学、内科学、老年医学等、多岐専門領域の委員で構成された評価委員会において、多角的な視点から効率性も踏まえて評価を行った。また、女性のライフコース全体を意識して、一部の時期に限定された研究成果とならないように、研究が進められていた。さらに、行政施策に直結する研究課題を厳選して設定することにより、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されていた。
有効性 の観点 から	本事業の研究成果を、女性の健康に係る情報提供体制、ライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備など、女性の健康課題に対する政策立案に活用することにより、女性の直面する身体的・精神的困難の軽減を図り、包括的な健康支援につなげることができた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康に関し、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性により生涯にわたる包括的な支援が必要との観点から、令和6年10月に開所した「女性の健康総合センター」の機能も踏まえ、研究者間のネットワークの構築も含めた研究体制の整備、女性の健康支援の評価方法、地域や職域における専門的かつ総合的な支援、人材育成、情報提供、普及啓発等相談支援体制について検討を行い、政策提言等を通じて女性の健康に関する包括的支援に向けた基盤整備を進めていく。

＜参考＞ 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

性差にもとづく更年期障害の解明と両立支援開発（令和 4 ～ 6 年度）

更年期情報サイト | 就労世代の更年期障害を学ぶ



更年期の対策・治療法



更年期障害治療と仕事の両立支援



男女別・年代別の更年期対策

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	1,776,460	91	88
令和5年度	1,776,460	91	88
令和6年度	1,776,460	97	90

3. 研究事業の目的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
④ 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「革新的技術を用いた難病の医療提供体制推進に関する研究」（令和6～7年度）においては患者市民参画をめざして「親子を対象とした難病のゲノム解析について知ろう！」というオンラインイベントを実施した。 ・自己免疫性疾患調査研究（令和5～7年度）においては「若年性特発性関節炎診療ガイドライン 2024-25年版」が発刊された。 ・指定難病における普及啓発の点においては、「原発性脂質異常症に関する調査研究」（令和6～8年度）では研究班HPにおいて相談窓口が活用されたことや、「稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究」（令和5～7年度）では「てんかんの難病ガイド」の内容が一部修正され、研究班のHPからアクセス可能となった。また、「難治性血管炎の医療水準・患者QOL向上に資する研究」（令和5～7年度）や「筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究」（令和6～8年度）では市民公開講座として病気の説明の動画配信や対面での講座が開かれた。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績(令和6年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
136	570	99	26	733	133	1	0	9	33

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	診断基準、重症度分類、医療の均てん化に資する診療ガイドライン等の作成や改訂、学会や患者会等と連携した様々な普及啓発活動、患者の療養生活環境整備や QOL 向上に資する成果、適切な医療提供体制の構築等に関する研究を強化する必要がある。また、引き続き、新たな指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行う予定であるため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続する必要がある。
効率性 の観点 から	本研究事業の研究班により全ての指定難病の研究が行われ、指定難病以外の類縁疾病や、小児慢性特定疾病等についても広く研究対象となっており、各研究班が担当する疾患が明確に設定された。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の間で十分な連携が図られた。さらに、AMED の難治性疾患実用化研究班で得られた成果を本研究事業の関連研究班で取りまとめてガイドライン作成に活用された。このように研究者、研究班、研究事業の間で適切な連携体制が構築され、研究対象や研究内容の重複等がないよう、効率的な事業運営が行われた。
有効性 の観点 から	各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上を実践した。さらに、法や制度の見直しに資するエビデンスの提供も行われ、患者、行政にとって有用な成果が得られた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

難病法・改正児童福祉法の法改正に係る審議会において指摘されていた小児慢性特定疾病の自立支援事業や移行期医療の充実に向けた研究を指定研究との連携のもとで推進する必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究（R6～R8）

市民公開講座

**知っておきたい
顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー(FSHD)
in 仙台**

場所：TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口
日時：2024年10月6日(日) 13:00-17:00

プログラム

	(敬称略)
FSHDの病態と診断法について	斎藤 良彦
FSHDの臨床 ～症状と療養上の注意点～	高橋 俊明
国立病院機構仙台西多賀病院	鈴木 直輝
東北大学病院	
社会保障制度利用における留意点について	相沢 祐一
国立病院機構仙台西多賀病院	
希少疾患の治療法開発と	
顔面肩甲上腕型筋ジストロフィーでの現状	中村 治雅
国立精神・神経医療研究センター	
ドラッグ・ロスをみんなで防ごう	
患者登録・臨床研究への協力をお願い	松村 剛
国立病院機構大坂刀根山医療センター	
専門医と患者の意見交換セッション	
進行 FSHD患者グループ	中田 朋之

参加費・事前申込 不要
定員 80名
お問い合わせ: office@mdcst.jp
ホームページ: <https://mdcst.jp/>

主催：筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究班
共催：一般社団法人日本筋ジストロフィー協会

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	腎疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局　がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	69,200	4	4
令和5年度	69,200	7	4
令和6年度	69,200	6	6

3. 研究事業の目的

慢性腎臓病（CKD）における医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図るための研究を実施する。具体的には 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究（令和5～7年度）」において、「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」を作成した。本成果は今後、透析患者の治療と就労の両立のための支援対策を推進することに活用される。 「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築（令和4～6年度）」及び「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究（令和4～6年度）」において、全国の6地点におけるCKD・腎疾患の診療連携体制構築に関する取組をホームページにおいて公開し、地域の実情に応じたCKD・腎疾患に関する課題解決に向けた取組の横展開を図った。また、早期診断・早期治療のための啓発資材「放っとかないで！たんぱく尿」を作成し、ホームページで公開した。 「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究（令和4～6年度）」においては、啓発動画を作成し World Kidney Day に合わせて、厚生労働省公式 Youtube に掲載し、CKD の普及啓発を図った。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績(令和6年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
42	266	31	2	210	36	0	0	10	506

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成30年7月）（以下、「報告書」という）及び「腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価と今後の取組について」（令和5年10月）では、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図るなどを全体目標とし、地域におけるCKD診療体制の充実や2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とするなどが成果目標（KPI）とされており、報告書に基づいた腎疾患対策を実行するために本研究事業は必要不可欠である。また本研究事業の成果の活用により、患者のQOLの維持向上とともに医療経済上の効果も期待できる。
効率性 の観点 から	「報告書」が自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となっており、効率的に研究を実施できる体制が整備されていた。また「報告書」のKPIに沿って研究班内で分科会を構成しており、効率的に進捗管理を行っていた。
有効性 の観点 から	メディカルスタッフを含む関連学会や疫学者などを加えたオールジャパン体制を構築し関連団体や行政との連携を図り、「報告書」に基づく対策について評価指標等を用いた進捗管理および地域ごとの取組の取りまとめ・評価、好事例の解析・横展開を行った。研究班間の連携により地域ごとの好事例を評価し、オールジャパン体制で共有・横展開を行うことで、目標実現の可能性が向上することが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関するオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した事業の進捗を評価する指標を検討し、導入することが望まれる。また、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析

導入数減少目標を設定した自治体と連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。さらに、腎疾患患者の症状緩和や在宅医療の環境整備、高齢者を含む患者 QOL の維持向上に資する取組にも注力する必要がある。

＜参考＞ 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築（令和 4 年度～令和 6 年度）」及び「腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）対策の推進に資する研究（令和 4 年度～令和 6 年度）」

放っとかないで！ たんぱく尿

慢性腎臓病(CKD)の多くは「尿検査」で早期発見できます。

腎・尿検査		基準値	今回値
比重			1.027
蛋白		(－)	(±)
潜血		(－)	(－)
ウロビリノーゲン		(±)	(±)
沈 渣	白血球数		1未満 / HRF
	赤血球数		1未満 / HRF
	顆粒円柱		
	棒状円柱		
BUN		8.0 ～ 20.0	H 21.9
クレアチニン		0.00 ～ 1.00	H 1.02
eGFR		60 ～	62.88

尿中に含まれるたんぱく(蛋白)を「尿たんぱく」。たんぱくの出ている尿を「たんぱく尿」といいます。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	73,947	12	11
令和5年度	73,947	11	11
令和6年度	73,947	13	12

3. 研究事業の目的

アレルギー疾患は、アレルギー疾患対策基本法ならびに基本指針等を踏まえ、医療提供体制の整備や予防、診断および治療法の評価等を行い医療水準の向上を目指している。リウマチ性疾患においても、リウマチ等対策委員会報告書において、医療提供や情報・相談体制、研究開発の推進について方向性を示している。本研究事業は免疫アレルギー疾患患者が安心して生活する上で欠かせない社会的ニーズに応えることを目的とした研究を推進すると共に、その成果をガイドライン等に反映させることで、医療全体の向上を目指すものとする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ●「各都道府県におけるアレルギー疾患医療連携体制構築に関する研究」（令和4～6年度）では、指定研究として都道府県拠点病院を中心とした医療提供体制の整備・構築、医療の均てん化を目指し、全国都道府県の医療機関に対して、アレルギー疾患の医療提供体制についての詳細な現状調査を行った。その結果、診療科・年齢層による格差が存在することが明らかになった。特に成人の食物アレルギー診療は、拠点病院においても十分な体制が整っていない現状が判明した。本研究成果は、今後、総合アレルギー専門医の育成や、小児科が成人年齢の患者の受け皿になる体制作りへの呼びかけ、患者が適切な医療機関にアクセスできるような医療情報の一元化・発信体制への整備に活用される。

●「成人の食物アレルギー診療の確立に資する研究体制構築を目指す研究」（令和6年度）では、2011年に実施したインターネット調査と同様の手法で20～54歳を対象とした食物アレルギーの有症率調査を行い、15.5%と前回の12.0%から上昇している事実が明らかとなった。また、同時に食物アレルギー患者の医療アクセスへの課題も判明した。医療機関調査においても、成人食物アレルギーに対して成人への診療報酬がついていない食物経口負荷試験が実施できる施設が少ないことから、診療科間の連携体制整備が求められている。本研究結果を活用して、医療アクセス向上にむけた成人食物アレルギー患者の診療可能な医療機関リスト作成の作成を進めており、食物アレルギー研究会ホームページおよびアレルギーポータルで公開を予定している。

●「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の進捗評価と課題抽出、体制強化に関する研究」（令和6年度）では、令和3～5年度に行われた「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤及び評価基盤の構築」研究の中でまとめられた、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の前半5年間の研究実績を基盤に、中間評価報告書素案を作成した。また、関連学会7学会からの意見聴取を行い、後半5年間に向けた課題の抽出と研究推進体制の整備、継続的に研究の推進・評価を行う基盤を構築した。本研究で作成された素案を元に、2024年8月21日に開催された第18回アレルギー疾患対策推進協議会の中で、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略の中間評価が検討され、2024年11月に「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の推進に関する中間報告書が発出された。

●「金属アレルギーの新規管理法の確立に関する研究」（令和4～6年度）では、一般市民を対象とした金属アレルギーの実態調査に加え、医科・歯科を含む多診療科における診療の現状を把握する調査を行い、我が国における金属アレルギーの全体像と課題を明らかにした。その成果をもとに、診断・治療に資する「金属アレルギー診療と管理の手引き」を作成した。今後は、本手引きを学会や研修等を通じて周知するとともに、一般市民に対しても金属アレルギーの予防と対応に資する情報提供を進めていく予定である。これらの成果は、金属アレルギーの認知ならびに診療の均てん化が期待される。

●「患者視点に立ったリウマチ疾患のアンメットメディカルニーズの「見える」化と社会実装に資する研究」（令和6年度）では、令和2-4年度「難治性・希少免疫疾患におけるアンメットニーズ（UMN）の把握とその解決に向けた研究」により抽出された、1)専門施設受療における地域格差 2)医療情報に関するコミュニケーションを含む生活全般に及ぶ患者のUMNに焦点をあて、それらを社会実装していく取り組みとして、「関節リウマチ(RA)、若年性特発性関節炎(JIA)（少

関節炎型・多関節炎型）、全身性エリテマトーデス(SLE)の遠隔医療の確立に向けた提言」の作成ならびに、講談社「はたらく細胞」を活用し、同漫画と連携した「関節リウマチ・若年性特発性関節炎における関節炎の病態と抗リウマチ薬の作用機序」を作成した。これらは、日本リウマチ学会ホームページにフリーダウンロードが可能な形で掲載されており、全国のリウマチ診療への活用ならびに患者への認知度向上、普及啓発に資することが期待される。

●「アレルギー患者 QOL 向上のための医療従事者の効率的育成に関する研究」
 （令和4～6年度）では、専門とする内科医、耳鼻科医、看護師・薬剤師への聞き取り・監修の下で喘息患者への吸入指導、アレルギー性鼻炎患者への鼻噴霧薬指導に関するeラーニング資材を作成した。喘息吸入指導は従来の参加型講習と比較して学習効果に差がないこと、点鼻指導は未受講者と比較し患者治療効果に寄与する結果が認められた。アレルギー疾患教育におけるeラーニング用の研修資材は確立したものがないため、今後は公の媒体での教材公開にむけて検討中である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
 該当なし。

（2）論文数などの業績（令和6年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	17	5	1	39	23	0	0	2	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	アレルギー疾患対策の特徴として、有病率が高く全国の医療機関において患者が相談・診療・適切な医療機関への紹介を受けられるような体制整備へのニーズが高いこと、誤った情報が流布しやすく、常に最新の正しい情報提供を行う機会を増やす必要があることが挙げられる。特に、医療提供体制においては、検討会で取りまとめられた都道府県拠点病院整備のもと、令和3年度末に全都道府県で拠点病院が指定されたところであり、今後は拠点病院を中心とした医療連携、診療体制の整備を継続して推進する必要がある。今回の研究成果で明らかになった、成人の食物アレルギー患者の増加など、研究を通してアレルギー疾患そのものの構造変化や現状を経時的に把握し、知見を得ることは、患者が円滑にアクセスできるような医療体制の整備や対応で
------------------	--

	きる医療関係者の人材育成、情報提供を行うにあたって非常に重要である。 免疫疾患（関節リウマチ）においては、全国の医療水準向上と均てん化を進めることや、既存のリウマチ対策の取組でカバーできていない患者とその周囲の人々のニーズを調査し、対応できるよう知見を蓄積すること、情報を提供していくことは本研究事業によって実現可能である。今回成果物として得られた「遠隔医療の確立に向けた提言」の作成ならびに、漫画と連携した「関節リウマチ・若年性特発性関節炎における関節炎の病態と抗リウマチ薬の作用機序」の資材作成は、それらのニーズを十分に満たす研究成果であった。これらの観点からも、今年度の成果を見ると、今後の医療水準の向上や均てん化に大きく貢献できると期待される。
効率性の観点から	今回の研究で得られた成果は、いずれも当初予定したとおりの成果であった。食物アレルギーや関節リウマチなどのニーズの大きい研究テーマでは、研究班の成果を活用し、課題を対応するために、研究者間と密にコミュニケーションを取ることで、必要に応じて後続の研究課題に引き継ぎ、効率的に成果を得ることができている。また、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針で掲げる施策についても、定期的な会議を開催し、研究班と研究事業担当者間で意見交換を行うことで、施策に活用しやすい成果を効率的に得ている。
有効性の観点から	特に4.(1)①で挙げた成果は、実際に診療を行う医師の診断や方針決定、今後の医療提供体制の整備や課題点を浮彫にするのに大きく影響するものであり、インパクトの高い効果を有している。また、研究者は免疫アレルギー分野の臨床・研究の第一線でも活躍しており、研究課題の目標を達成する能力は高い。研究者間での協力体制は、円滑な連携が図られており、有効な研究成果が多く得られている。継続的に効率的かつ効果的に研究を実施することで質の向上が期待されるだけでなく、若手研究者も積極的に参入させた研究班が多かったことから、本分野の研究に貢献する人材を養成する好機ともなっていた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

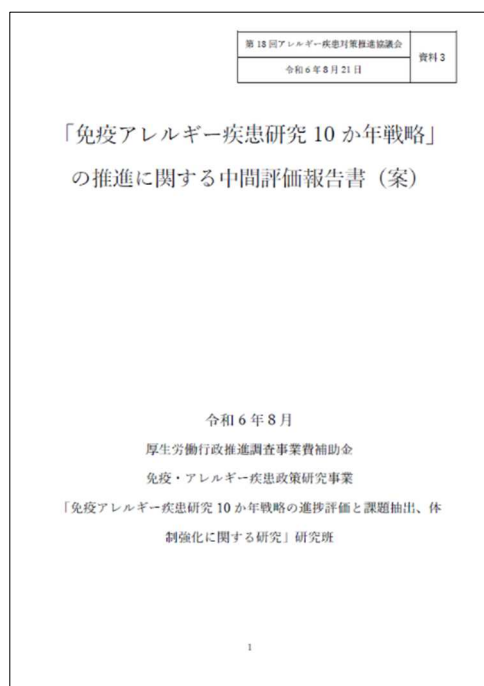
食物アレルギーは、上述の通り疾病構造の変化が続いているため、知見のアップデートを継続する必要がある。特に、成人の食物アレルギーの実態調査については令和7年度研究に継承し、医療体制の整備を進めていく予定である。関節リウマチについては、診療水準の向上と均てん化、情報提供の推進に資する資材を近年継続的に発出しているが、それらがどのように社会実装され、活用されているかどうかを評価していく必要がある。

また、令和 8 年度にはアレルギー疾患対策基本指針の改正に係る議論を予定している。今年度の研究成果である、免疫アレルギー疾患研究 10 か年の中間評価報告書や、医療提供体制の現状・問題点を踏まえ、令和 7 年からの研究でアレルギー疾患対策に関する行政施策の評価を行い、基本指針の見直しへと活用していく予定である。また、花粉症対策においては、令和 5 年度に「花粉症対策に関する関係閣僚会議」で取りまとめられ、発症・曝露対策を推進している。花粉症の特徴は、幅広い年齢層での有病率が上昇していること、それによる実態把握が困難であること、根治が難しいこと、労働生産性を低下させることなどから、社会問題として注目度が高い。花粉症をはじめアレルギー疾患の実態については継続的に調査を行う必要があることから、以上の課題の解決に資する成果を得るよう、研究事業担当者と研究班の間で綿密に連携して取り組んでいく。

＜参考＞ 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

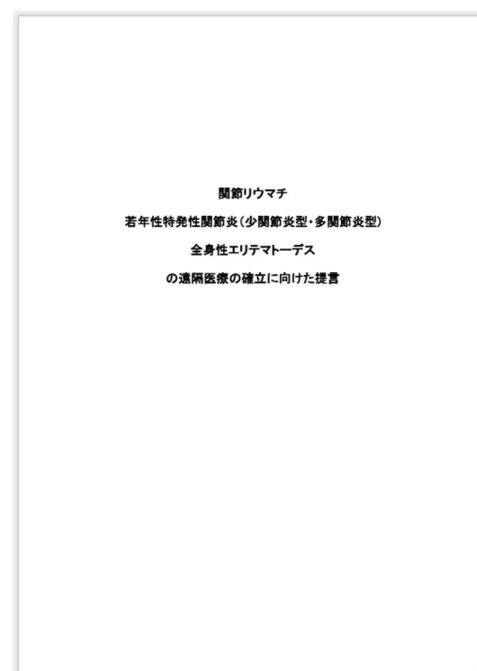
「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略の進捗評価と課題抽出、体制強化に関する研究」（令和 6 年度）

●「免疫アレルギー疾患研究 10 か年戦略」の推進に関する中間評価報告書（案）

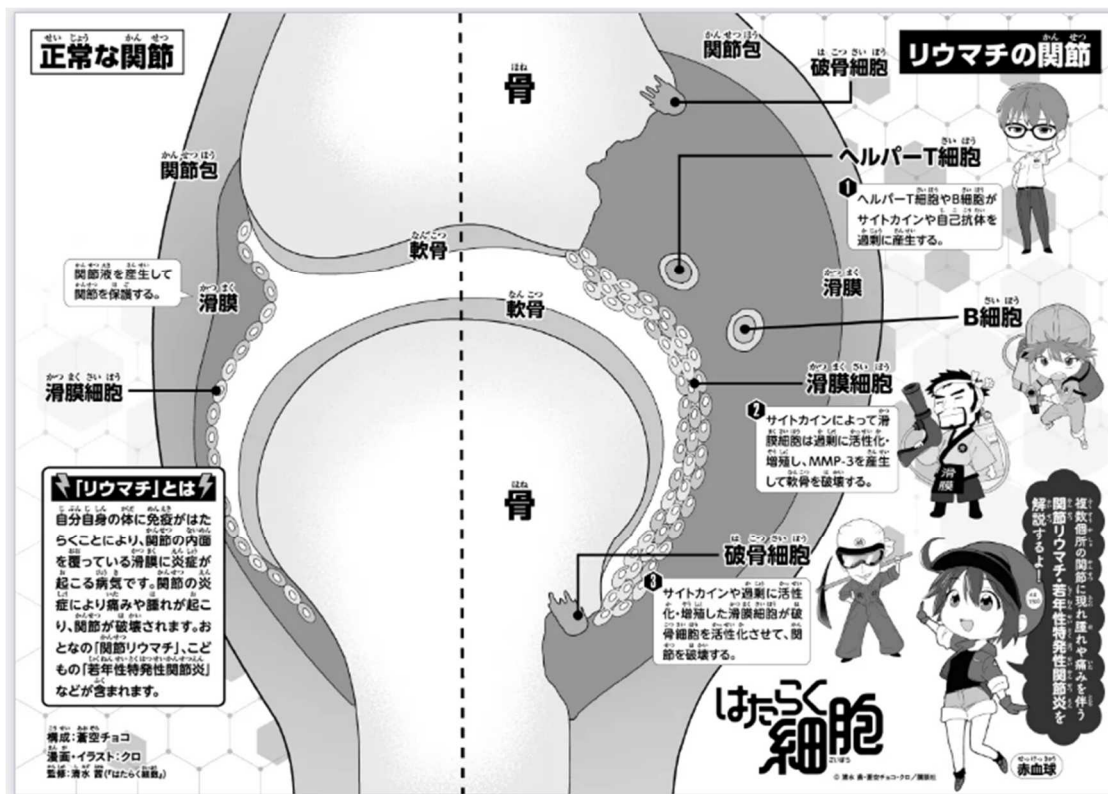


「患者視点に立ったリウマチ疾患のアンメットメディカルニーズの「見える」化と社会実装に資する研究」（令和 6 年度）

●関節リウマチ(RA)、若年性特発性関節炎(JIA)（少関節炎型・多関節炎型）、全身性エリテマトーデス(SLE)の遠隔医療の確立に向けた提言



- 「はたらく細胞」 関節リウマチ・若年性特発性関節炎における関節炎の病態と抗リウマチ薬の作用機序. 講談社, 2025



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	移植医療基盤整備研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	51,432	7	7
令和5年度	51,432	8	7
令和6年度	51,432	7	7

3. 研究事業の目的

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立する医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが移植医療における大きな課題であり、また、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な提供の推進を図ることが必要不可欠であり、そのための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 1. 造血幹細胞移植領域 ① 臍帯血移植体制の強化・効率化と移植成績向上および新規細胞療法開発のための研究（令和6～8年度） 臍帯血採取施設の負担軽減や増設及び質の高い臍帯血確保への取り組みは、依然として極めて重要な課題であるが、本研究では、臍帯血に必要なHLA検査にNGS-タイピングを導入し、従来のLuminex法によるタイピングと比較して臨床的な有用性の検証を実施した。正確にアレルが判定でき、患者のDNAを有する臍帯血ユニットの選択が可能とすることが示された。すなわち 1）臍帯血保存時と確認時の検査がどちらもLuminex法の場合は、HLAタイピングの結果の乖離は認めなかった。検査方法が異なる場合は、主にLuminex法による曖昧さが原因で乖離を認めた。2）臍帯血検体を移植施設

に譲渡することなく、NGS-HLA タイピングのデータを基にして申し込み後取り消される例を認めた。

②効率的でドナーの負担軽減に資する末梢血幹細胞採取法の確立と非血縁者間末梢血幹細胞移植の治療成績向上のための研究（令和5～7年度）

骨髄バンクと協議し、令和6年11月25日付で持続型 G-CSF を非血縁ドナーに導入することが発出され、同年12月26日には日本造血・免疫細胞療法学会で承認された。令和6年度ドナー安全講習を骨髄バンク、日本造血・免疫細胞療法学会、造血幹細胞移植推進拠点病院と協働で7回実施した。E-learningを含めて536名が受講した。採取責任医師及び採取担当医師全員の受講が完了している。

2. 臓器移植領域

①行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究（令和4～6年度）

意思表示行動メカニズムに基づく対話支援ツールを開発し、教育現場で検証し、対話行動の誘発効果を確認した。自治体や都道府県臓器移植コーディネーターに負担をかけない地域の啓発施策支援のしくみ、啓発総合ウェブサイトを構築した。

②臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究（令和5～7年度）

脳死下臓器提供を前提とした転院搬送のための施設連携体制を構築し、稼働に向けたシミュレーションにより、今後の実践のための課題を抽出した。本研究によって得られた知見を厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会での検討に用い、臓器提供における転院搬送が安全に実施される見込みである。18回の重症患者対応メディエーター養成講習を実施し新たに526名が修了した。摘出手術時の効率的な器械・材料の搬送システムの確立に向け、九州内でのモデル事業を開始した。

③臓器提供に係る医療者教育に資する研究（令和6～8年度）

法的脳死判定マニュアルを改訂し、法的脳死判定マニュアル2024を発刊した。法的脳死判定マニュアル2024に寄せられた各種質問に答えるために、質疑応答集を公開し、さらに生理学的知見等を最新のものに反映する省令改正を要望している。省令改正を踏まえた新マニュアルを再度発行する予定である。臓器提供にかかる患者管理については、臓器提供を見据えた患者管理マニュアルの改訂作業を現在進めており、不可逆的全脳機能不全患者の集中治療マニュアル2025を作成中である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 特に該当なし

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	0	0	0	17	1	0	0	1	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	「臓器の移植に関する法律」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の中では、レシピエント・ドナー両者にとって安心・公正な医療基盤を確立することが求められている。臓器・組織移植、造血幹細胞移植ともに高度で社会に役立つ医療であることから、国民全体の理解と協力を得るために、継続して科学的根拠に基づいた適切な普及啓発活動を行う必要がある。 臓器移植については、平成22年の改正臓器移植法の施行により臓器提供者数は増加傾向であるが、各国と比較すると未だ格段に少ない状態となっており、人口比臓器提供数はアジア諸国の韓国、台湾、タイなどよりも少ない状況が続いている。そのため臓器移植に関する普及啓発や円滑に臓器提供が行われるよう対策が必要である。 また造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保などの課題に取り組む必要がある。
効率性 の観点 から	事業担当官が研究代表者と密に連絡を取り、班会議等に参加して適切に進捗管理を行い、円滑に研究が行えるよう支援している。臓器移植分野においては、提供施設と移植施設及びあっせん機関等が、造血幹細胞移植分野においては、全国の医療機関、バンク、コーディネート施設・支援機関等が、連携して課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われた。また、研究成果も速やかに共有され、効率的に現場に還元された。さらに、レシピエント・ドナー双方の安全性改善に直結しやすい課題と普及啓発活動に関する研究に優先的に予算を配分し、研究事業全体として効率的に研究を遂行した。
有効性 の観点 から	臓器移植分野では、臓器提供プロセスに関する網羅的な解説書の作成、提供施設のみで臓器提供を完遂するためのマニュアルの作成等により、提供施設の基盤整備がより拡充された。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関

	に共有されて、移植医療基盤の改善に役立てられた。引き続き基盤整備の効果を評価しながら事業を継続し、国民の理解と協力を得ながら、臓器提供数の増加、造血幹細胞の適切な時期での提供に特に重点を置いて移植基盤を整備していくことが重要である。
--	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供プロセスの各場面における課題の抽出や解決と、提供施設の基盤整備が重要である。また、科学的根拠に基づいた普及啓発の方法の検討、都道府県単位での新たな普及啓発モデルの幅広い展開も重要である。臓器提供に関わる解説書やマニュアルのより幅広い層に向けた活用を目的として医療従事者に対する移植医療の教育や啓発に取り組んでいく必要がある。小児の脳死下臓器提供は、本研究課題に基づく小児救急医の協力により増加しているが、自国での心臓移植の実施が十分でなく、主に米国での渡航移植が続いている。今後は前述した研究手法に基づき、イスタンブール宣言に準拠した自国内での臓器移植の完遂ができるようにすることが望まれる。 造血幹細胞移植分野では、若年ドナーや、幹細胞の採取・提供に至るドナーを継続的に確保し続けることや、造血幹細胞提供体制を強化することが必要である。より質の高い臍帯血を移植待機者に提供するための検討を進め、国民の協力と理解を得ながら実効性のある普及啓発活動を全国展開し、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

臓器提供に係る医療者教育に資する研究（令和6～8年度）	行動科学を基盤とした科学的根拠に基づく臓器・組織移植啓発モデルの構築に関する研究（令和4～6年度）
法的脳死判定マニュアル2024 令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業） 「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」法的脳死判定マニュアル改訂版 著者：田嶋 浩弘（研究代表者、香川大学医学部・救急災害医学講座：日本集中治療医学会、日本脳死・脳障害学会） 河井 賢哉（香川大学医学部附属病院 救命救急センター：日本集中治療医学会） 坂本 雅弘（京都府立大学 救急災害医学講座：日本集中治療医学会） 中村 健太郎（鹿児島県立大分病院 救命救急センター：日本集中治療医学会） 横江 美穂子（岡山県立岡山赤十字病院 救命救急センター：日本集中治療医学会）	臓器提供迷ってますカード 厚生労働科学研究 移植医療基盤整備研究事業 検証用 ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0419 (公社) 日本臓器移植ネットワーク 

1. 研究事業の基本情報

分野名	「障害・疾病対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	健康局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	76,150	4	4
令和5年度	76,150	4	4
令和6年度	76,150	5	5

3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、さらに地域医療との連携を行い、全国の慢性の痛み医療の均てん化、及び水準の向上を図る。また、痛みセンターでの診療に関するレジストリの活用、慢性の痛みに関するガイドラインの普及等を行う。さらに疾病の原因、予防法の検討及び疾病の診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施し、患者の QOL の向上、診療の質の向上を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）において、難病対策課で実施している慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携した教育研修を通じた人材育成と、慢性疼痛患者のデータベースの構築を行った。また痛みセンターを令和6年度には全国44箇所まで拡大した。慢性疼痛総合対策の普及・啓発（総合的な痛み情報ポータルサイトのホームページ）と地域の各痛みセンターの診療（検査、治療）の状況をアップデートした。 ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	85	57	0	228	18	0	0	0	75

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	多くの国民が抱える慢性の痛みが QOL の低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」（平成 22 年 9 月）に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランや骨太の方針に慢性疼痛対策が取り上げられており、その一層の充実が求められている。慢性疼痛診療システム構築モデル事業（平成 29～令和元年度）、慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業（令和 2～4 年度）において構築した診療体制を活用し、令和 5 年度から健康局において慢性疼痛診療システム均てん化等事業を開始しており、本研究事業との連携の下に地域での慢性疼痛診療体制の構築と普及・充実化を推進し、全国的な均てん化につなげる必要がある。
効率性 の観点 から	研究班において、器質的な面のみならず、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、公認心理師や理学療法士なども含む多職種連携体制で、多角的なアプローチにより診療を行う痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与した。また痛みセンターにおいて、診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群の抽出、診療に関するエビデンスの集積を効率的・効果的に実施し、慢性疼痛の研究の推進と診療の普及が図られた。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果を活用することによって、痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及し、慢性疼痛の早期診断、早期治療が可能となり、より身近な医療機関で適切な医療を提供できるようになった。また多職種連携による介入により患者の QOL が改善し、就労困難状態から社会復帰するケースもあり、医療経済的な貢献についても期待できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

レジストリ構築、痛みセンターにおける慢性疼痛診療のエビデンス蓄積、原発性疼痛疾患や慢性疾患に伴う疼痛、中枢機能障害性疼痛等の多角的な視点の研究、慢性疼痛診療ガイドラインの普及を進める必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和4～6年度）

難病対策課の「からだの痛み・相談支援事業」と連携しながら、慢性の痛み情報センターの情報の整理を実施

慢性の痛み情報センター
Japan Chronic Pain Information Center

からだの痛み電話相談
0561-57-3000
月～金曜日 9:00～17:00

ホーム 慢性疼痛とは? からだの痛み電話相談 慢性の痛み専門医療者のご案内 痛みについてのQ&A

慢性の痛みでお悩みの患者さんやご家族の皆様、
また慢性の痛み治療に携わる医療関係者の皆様に
参考となる情報を提供しております。

慢性の痛みでお悩みの皆様へ

慢性の痛み情報センターは厚生労働省「痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムの均てん化と診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」研究班と日本いたみ財団が慢性痛対策事業の中で運営しております。当ホームページでは、肩の痛みや膝の痛み、また腰痛、神経痛、慢性疼痛など慢性の痛みでお悩みの患者さんやご家族の皆様、また慢性の痛みの治療に携わる医療関係者の皆様に参考となる情報を提供しています。

市民公開講座のご案内

慢性疼痛について
(ビデオコンテンツ)

いたみWiki

自学コンテンツのご案内

慢性疼痛診療システム
均てん化等事業

LINEアプリいたみんのご案内

病院のご紹介

治療情報

慢性疼痛における
研究について 準備中

医療関係の皆様へ

慢性の痛み政策ホームページ

運営スタッフからの痛み情報
(いたみの科学)

日本いたみ財団

PAIN RESEARCH
Japanese Association for the Study of Pain

日本痛み関連学会リンク
(日本痛み関連学会連合)

- 日本疼痛学会
- 日本運動器疼痛学会
- 日本口腔顔面痛学会
- 日本頭痛学会
- 日本ペインクリニック学会
- 日本ペインリハビリテーション学会
- 日本慢性疼痛学会
- 日本腰痛学会

ギックリ腰は、恐くない!
正しい対処法の特設ページ

Pain Management Network
日本版
ニューサウスウェールズ州保健省制作
原因不明の慢性の痛みでお困りの方へ
自らできる痛みのマネジメントプログラム

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局老人保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	93,562	21	14
令和5年度	93,562	13	12
令和6年度	93,562	17	10

3. 研究事業の目的

高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「介護事業所における情報の安全管理に関するガイドライン（案）作成のための調査研究（令和6年度）」 介護事業所において情報通信技術（ICT）の利用について、介護事業所へのヒアリング調査等を行い、ウイルス対策ソフトが導入されていない等の情報セキュリティに対する対策が不十分であること、情報漏えいのリスクがあることなどの課題が確認された。これらを踏まえ、「介護事業所における情報安全管理の手引き」を作成した。 ・「訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築（令和6～7年度）」 調査結果から、ほとんどの回答事業所で事故件数を把握しているものの、過去1年間の事故発生件数及びインシデント件数が少ない傾向で、最も発生率が高いのは転倒/転落であることや、介護保険で事故把握の仕組みがある市区町村は約8割と多いが都道府県では3割弱と少ないこと等の実態が明らかとなった。初年度に得られた成果は、令和7年度の関係部局による事業所向けの研修

教材の作成や、標準的な安全管理ガイドラインの策定、事業所の安全管理体制確立に向けた自治体の役割強化や介護報酬における評価見直しの検討等に活用する予定である。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	0	0	0	12	3	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出するとともに、政策を効果的に推進できるよう多様なニーズに対応できる介護サービスの充実や保険者である自治体等が科学的根拠に裏付けられた介護予防事業の展開ができるよう、課題を乗り越える研究成果の創出を行っており、我が国の介護分野における政策上の課題解決のため必要である。 介護事業所においても ICT の利用が拡大してきており、情報の安全管理への取組の必要性が高く、令和6年度の成果としては、介護事業所での情報の安全管理の実態を調査し、「介護事業所における情報安全管理の手引き」を作成した。今後介護サービスの安全性を担保する上でも訪問看護サービスにおける安全性の確保は不可欠であり、安全管理に関するガイドラインの作成、さらにはそれに基づく研修システムの構築は必要である。
効率性 の観点 から	外部専門家による事前評価、中間評価及び事後評価を実施することによって、研究計画には既存の蓄積されたエビデンスが反映され、事業計画・実施体制の妥当性と効率性を確認している。また、事業開始後は研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行うことや、関連性のある研究班の担当者間での相互連携を図ることなど、研究を効率的に推進する体制が整備されていた。

有効性の観点から	本研究事業の目的は、介護分野における各種事業を効率的かつ効果的に実施していくための科学的根拠を提示することにある。各種事業の効果判定や新たな方法の提案を行い段階的にエビデンスの構築を実施し、制度や社会情勢に沿った研究成果が行政事業へ活用され、他事業と研究事業による成果の循環を図る。 介護事業所における情報安全管理の手引きは、介護事業所において個人情報の漏えい等に対するリスク管理に貢献するものである。また、訪問看護サービスの安全管理に対するガイドライン作成は、訪問看護サービスの事故防止に貢献するものであり、有効性は高い。
----------	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業においては、引き続き、高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し、高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法や限られた資源の中で効果的・効率的にサービス提供できる体制・手法等の開発を推進するとともに、科学的な視点から研究を実施するのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で取り組む必要がある。今後の課題としては、質の高い介護サービスの提供及び第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、PDCAサイクルの好循環を推進するために、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を実施していく必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

介護事業所における情報の安全管理に関するガイドライン（案）作成のための調査研究（令和6年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局認知症施策・地域介護推進課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	122,608	17	9
令和5年度	122,608	13	9
令和6年度	122,608	13	9

3. 研究事業の目的

本研究事業は、令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に沿って認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を目的とする。具体的には、全ての認知症の人が、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができること、意見表明・社会参画の機会の確保により個性・能力を十分発揮できること、本人の意向が十分尊重され良質・適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、本人・家族等への支援により地域で安心して日常生活を営むことができる環境を整備すること、といった視点に基づき、政策課題への具体的な対応方策を検討し、成果を国民に広く普及させる。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「感染症蔓延を考慮した認知症に対する遠隔医療およびケアを可能・促進化する研究」（令和4～6年度）では、感染症蔓延下においても、認知症者が安心・安全に暮らせるように、認知症に対する医療およびケア全般がつつがなく進められるような遠隔化の方法を示した。「いわゆる[治療可能な認知症]と呼ばれる病態を適切に鑑別診断し治療に導くプロセスを検討する研究」（令和4～6年度）では、治療可能な認知症と呼ばれる状態を適切に診断する鑑別技術、およびその治療プロセスを提案し、「特発性正常圧水頭症（iNPH）と類似疾患との鑑別診断、および併存診断と治療、診療連携構築のための実践的手引き書」の執筆・公開を通して、医療従事者に対して本来治療されるべき疾患への対応プロセスを

示した。「独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究」（令和４～６年度）では、独居認知症高齢者の地域生活の継続と安定化に資する新たなエビデンスを集積し、「エビデンスブック 2024」を執筆・公開した。独居認知症高齢者等が一定の頻度で集いの機会を持ち、地域での疏通性を高め、さらに孤立のリスクに直面化したときには可及的速やかにサポートを行っていく地域システムを提案した「独居認知症高齢者等が尊厳ある暮らしを継続することができる環境づくりをめざして」を示し、今後自治体で活用されることが期待される。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
（２）論文数などの業績（令和６年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
20	53	158	43	181	75	0	0	5	141

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、認知症施策の基盤となる統計学的調査や、適時・適切な医療・介護等の提供につながる手法の開発・検証、認知症者や介護者の実態調査をはじめ、認知症の予防法、診断・治療法、介護モデル等の開発などを行った。これらは、2024年１月に施行された認知症基本法の柱である「共生社会の実現に資する認知症に関する研究等の推進」において、施策に係る実態把握や課題抽出等のための研究であり、また政策上の課題を解決するものであり、必要不可欠である。
効率性 の観点 から	評価委員会において、事業計画・実施体制の妥当性と効率性が確認された。また研究課題は、既存の蓄積されたエビデンスを活用して効率的に遂行され、かつ新規性が期待できるものが設定された。さらに、研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行うこと、関連性のある研究班の間の打合せによる相互連携を図ることなど、研究を効率的に推進する体制が整備された。
有効性 の観点 から	本研究事業は、今後の認知症施策の課題、規模など、施策の方向性の検討に有効な課題を設定していた。 認知症基本法に掲げる基本的施策に基づいて、認知症の人への地域での支援体制や、適切な医療・介護の提供、重症化予防の方策・支援など多様なテーマを扱っており、これらの研究成果が施策に反映され

	ることで、認知症の発症や進行を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を暮らせる社会の構築に貢献する。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の促進及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、科学的知見に基づく研究の成果を広く国民が享受できる環境整備に資する。
--	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後の認知症・軽度認知障害者数の増加に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後とも認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性の見直しを行うことによって、より一層効率的に研究を推進する必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「いわゆる〔治療可能な認知症〕と呼ばれる病態を適切に鑑別診断し治療に導くプロセスを検討する研究」（令和4～6年度） （資料1）  特発性正常圧水頭症(INPH)と類似疾患との鑑別診断、および併存診断と治療、診療連携構築のための実践的引き書 厚生労働科学研究費補助金事業 「認知症診療医のための『特発性正常圧水頭症の鑑別診断とアルツハイマー病併存診断、および診療連携構築のための実践的引き書と検査解説ビデオ』作成研究」班編 6	「独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究」（令和4～6年度）  独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究 エビデンスブック 2024 令和4年度～令和6年度厚生労働科学研究費補助金(認知症政策研究事業) 独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究
---	---

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課、健康局難病対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	613,503	64	56
令和5年度	613,503	52	49
令和6年度	613,503	54	50

3. 研究事業の目的

わが国の障害者数は人口の約7.6%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、障害者の高齢化も進んでいる。その現状に鑑み、平成25年に施行された障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究」（令和4～6年度）において自治体における療育手帳判定業務の軽減につながるICD-11に準拠した療育手帳の判定ツールの（ABIT-CV）の開発及び標準化等を行った。 ○「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」（令和5～7年度）では、令和9年4月の障害福祉サービス報酬改定に向けて、支給実態、物価変動を見据えた抜本的な支給基準の見直しを行い、試案を作成するための基礎調査等を通じて、支給基準制定に関わる因子の整理と実態把握を行った。 ○「就労定着支援の質の向上に向けたマニュアルの開発のための研究」（令和5～6年度）において、質の高い就労定着支援を実現するためのマニュアルの作成

等を行い、障害者の就労支援の現場等において成果物を有効に活用できるよう普及啓発のためのセミナーを実施した。 ○「精神科医療機関における包括的支援マネジメントの普及に向けた精神保健医療福祉に関わるサービスの提供体制構築に資する研究」（令和４～６年度）では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けて重要とされる包括的支援マネジメントに関する実態把握や効果検証等を行い、令和６年度診療報酬改定のための基礎資料として成果が活用された。 ○「「筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群」（ME/CFS）の実態調査および客観的診断法の確立に関する研究」（令和４～６年度）では、筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群（ME/CFS）について、国内の全脳神経内科専門医を対象とする実態調査、バイオマーカーの探索等を行い、ME/CFSの将来的な免疫病態解明に有用な知見が得られた。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 「医療現場における対面および遠隔での手話通訳を介したコミュニケーション時に生ずる意思疎通不全要因の研究」（令和４～６年度）において、意思疎通支援のためのWebアプリ開発を行い、全体としては十分な成果を得たが、普及には課題が残る結果となった。									
（２）論文数などの業績（令和６年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
54	96	90	8	219	39	1	0	15	35

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	身体・知的・感覚器等障害分野において、令和５年度に引き続き療育手帳判定ツール（ABIT-CV）の開発及び標準化を進め、この判定ツールを含めた研究成果について社会保障審議会障害者部会へ報告し、今後、判定ツールの実装を想定した制度化に向けた議論が進められることとなったことに加え、精神・障害分野では、エビデンスに基づく具体的かつ実現可能な政策提言に向けた調査が効率的に行われ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に資する成果が得られており、行政的に必要性の高い研究が実施された。
------------------	--

効率性の観点から	各研究において、様々な領域の専門家による協力体制のもとで、効率的に研究が遂行された。例えば、補装具について、支給基準制定に関わる因子の整理と実態把握等を行うことにより、次期報酬改定に向けた効率的な資料収集を行うことができた。
有効性の観点から	障害福祉分野において、質の高い就労定着支援を実現するためのマニュアルの作成等に加え、普及啓発のためのセミナーを実施することにより、人材養成に寄与する研究成果を得られた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、制度の立案や見直しに資する成果を得られるよう、引き続き、関係者の意見も踏まえつつ時宜を得た研究を実施していく必要がある。また、アプリやツールの開発等を行う場合には、開発後の普及も見据えた研究計画を講ずるよう努める必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究」（令和4～6年度）について、別添の資料を用いて令和7年6月の社会保障審議会障害者部会に報告した。

①国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方について

- 調査研究で、療育手帳の判定ガイドラインを策定し、ICD-11における「知的発達症」の診断に必要とされる「知的機能」及び「適応行動」の2軸評価について、偏差指数の算出が可能な標準化尺度であって、自治体の判定業務の負荷が少ない「ABIT-CV（Adaptive Behavior and Intelligence Test - Clinical Version：療育手帳の交付判定のための知的機能／適応行動の評価尺度）」を開発。

【ABIT-CVの知的機能検査の構成】

課題		問題数	実施順	
			幼児	児童 青年 成人
視覚	①比較・展開	20	1	—
	②仲間選び	15	3	—
	③数と見え方	12	6	4
言葉	①知識	17	5	3
	②共通点	15	—	5
記憶		16	2	1
算数		32	4	2
合計（問題数）		127	112	92

※ 知的機能評価パートは20～30分で完了可能

【ABIT-CVの適応行動の評価検査の概要】

- 国際的に利用されているVineland-II 適応行動尺度（日本版）および他の発達検査等の項目を参考として、独自に作成 ⇒ 220項目

- Vineland-II 適応行動尺度の下位領域を包含するように項目を選定

- ・ コミュニケーション
受容言語、表出言語、読み書き
- ・ 社会性
対人関係、遊び／余暇、
コーピングスキル
- ・ 日常生活スキル
身辺自立、家事、地域生活
- ・ 運動スキル
微細運動、粗大運動

- 項目選定基準

- 下位領域のバランス
- 年齢区分
- 適応行動機能全体と想定される関連性
- IQとの想定される関連性

ABIT-CV適応機能尺度の構成	
領域	項目数
コミュニケーション	79
日常生活スキル	59
社会性	52
運動スキル	30
想定通過月齢	
0歳	27
1歳	23
2歳	28
3歳	25
4歳	27
5歳	18
6歳	30
7歳	18
8-9歳	16
10歳以上	8
合計	220

令和4年度～6年度厚生労働科学研究費補助金

「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(研究代表者：辻井正次)」

3

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
関係部局	健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	408,630	76	73
令和5年度	608,630	67	65
令和6年度	608,630	54	49

3. 研究事業の目的

平時における感染症危機管理機能の強化、迅速かつ正確な病原体診断を全国規模で実施できるラボネットワークの整備、感染症指定医療機関の機能の充実、感染症発生時に備えた水際対策の充実、安全性及び有効性を踏まえた費用対効果の高い予防接種体制の構築等が必要である。本事業では次の感染症危機に備えるべく、必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究」（令和7年度継続中）では、予防接種法上の定期接種に向けた検討に資する情報を提供するため、新型コロナウイルスワクチンや带状疱疹ワクチンをはじめとしたワクチンの国内外の先行研究のレビューを行った。加えて、我が国における費用対効果の推計等を行い、研究の成果を厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に設置されたワクチン評価に関する小委員会に報告し、予防接種法上の定期接種に位置付けるかどうかについての議論に資する情報提供を行った。 ○「診療所及び高齢者施設を対象とする効率的・効果的な薬剤耐性菌制御手法の確立のための研究」（令和4～6年度）では抗菌薬の適正使用が薬剤耐性状況の改善に繋がるのかという課題に対して、経口抗菌薬適正使用の根拠を示した。本研

研究成果を基に、「高齢者施設における薬剤耐性菌対策ガイド」を作成し、令和7年3月に発出した。今後、本ガイドの普及・啓発に努めることで、地域全体の感染対策のレベルの向上に寄与することが期待される。 ○「急性弛緩性麻痺等の神経疾患に関する網羅的病原体検索を含めた原因及び病態の究明、治療法の確立に資する臨床疫学研究」（令和4～6年度）では、急性脳炎・脳症・急性弛緩性麻痺の診断の質向上のため、これまで関連が指摘されているエンテロウイルス D68（EV-D68）やエンテロウイルス A71（EV-A71）等を含めた網羅的病原体検索を実施し、これらの疾患の原因を分子疫学的・免疫学的・微生物学的視点から明らかにし、「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」（第3版）が更新された。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
（2）論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
41	248	67	24	259	24	0	1	13	17

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるために戦略的な取組を推進するべく公衆衛生危機体制の強化に係る政策研究について抜本的強化を行う必要がある。また、新興・再興感染症のみならず、新型コロナ対策により一時的に発生が抑制されていた感染症の脅威から国民の健康や生活を守るため、行政・国民ニーズに即したワクチンを含む感染症関連研究の一層の推進が必要である。
効率性 の観点 から	感染症危機管理事案発生時のみならず平時から感染症の発生に備えた体制を構築できるよう、検討すべき課題を抽出した。また、適切な研究課題の設定、最適な研究者の選考、公正な研究費の配分、プログラムオフィサー（PO）による定期的な進捗管理の導入等を行うことで事業全体の効率的な推進を図った。
有効性 の観点 から	感染症に係る国民の関心が高まる中、重点感染症や生物テロを想定した感染症危機管理能力の強化や、性感染症、AMR、人畜共通感染症、予防接種等に関して、行政施策に直結する成果を多く産出していることから、社会的な貢献が大きいものと評価でき、有効性は高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。したがって、短期間でより効果的な成果を得るための研究計画の精緻化と P0 によるさらなる進捗管理の充実が必要である。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究」（令和7年度継続中）

「診療所及び高齢者施設を対象とする効率的・効果的な薬剤耐性菌制御手法の確立のための研究」（令和4～6年度）

生ワクチン及び組換えワクチンの費用対効果

○50歳から80歳までの5歳刻みの各年齢では、いずれの年代においても、生ワクチン・組換えワクチンの少なくとも一方の費用対効果が良好だった。

○ファクトシート「の基本シナリオにおける非接種と比較した生ワクチン・組換えワクチンの増分費用対効果比：ICER（万円/QALY）は下表のとおり。（500万円/QALY以上を色塗り）

接種対象	非接種対生ワクチン	非接種対組換えワクチン
50歳の者	257	322
55歳の者	242	265
60歳の者	284	202
65歳の者	348	256
70歳の者	355	493
75歳の者	345	568
80歳の者	320	566

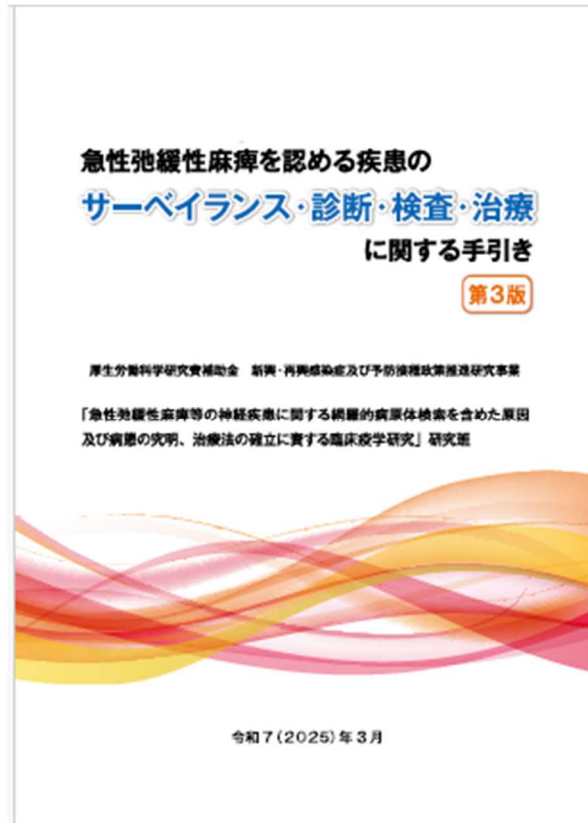
(万円/QALY)

・令和6年度厚生労働科学研究補助金（池田用）による分析結果。
・マルコムモデルを用いた先行研究をベースに「肺炎球菌の発症」「肺炎球菌後神経痛（PHN）の発症」「PHN以外の合併症の発症」「肺炎球菌死亡」を組み込んで評価した。
・肺炎球菌及び肺炎球菌後神経痛その他の合併症の罹患率は、SHZ studyの罹患率データと実証スタディの推計データを用いた。50歳以上の肺炎球菌の罹患率として、1,000人年あたり9.2人～12.9人の数値を組み込んでいる。
・罹患率のQALYの低下は、PHN合併症の有無に応じて区分した先行研究の世代別データを用いた。PHN合併なしの場合の損失は0.014～0.017QALY、合併ありの場合は0.118～0.179QALYであった。
・ワクチン費用は、生ワクチン10,000円・組換えワクチン40,000円（いずれもワクチンそのもののコストと接種費用（手技料等）を合算したものである）とした。
・肺炎球菌後神経痛の医療費は、先行研究のデータをもとに、合併症なしが37,494円・PHN合併が123,852円・PHN以外の合併症併発が70,941円とした。
・保健医療費支出者の立場として、ワクチン接種費用及び医療費を自己負担割合にかかわらず100%分析に組み込んだ。
出典：肺炎球菌ワクチン ファクトシート 11

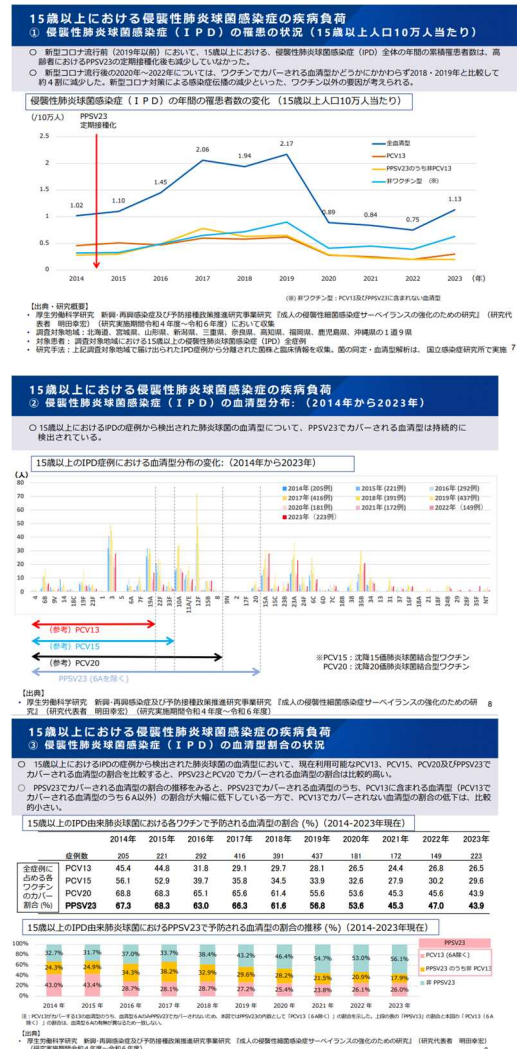
高齢者施設における
**薬剤耐性菌
対策ガイド**
2025年3月

厚生労働科学研究費
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業(JPMH22HA1002)研究班 編集

「急性弛緩性麻痺等の神経疾患に関する網羅的病原体検索を含めた原因及び病態の究明、治療法の確立に資する臨床疫学研究」(令和4～6年度)



「予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究」(令和4～6年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課 エイズ対策推進室
関係部局	医政局研究開発政策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	768,118	30	30
令和5年度	793,625	29	29
令和6年度	793,625	27	25

3. 研究事業の目的

エイズに関する研究を総合的に実施することにより、新規 HIV 感染者数及び検査を受けないままエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合を減少させる。また HIV 感染者・エイズ患者及び血友病患者に対して全国で適切な医療を提供できる体制を整備すること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「iTesting チャンネルによる HIV 検査体制の構築と確立のための研究」（令和4～6年度）では、現行の HIV 検査体制に加えて様々な異なる形態の HIV 検査を実践し、受検者にとっても医療従事者にとってもより受検/施行可能な検査の導入を進めるためのマニュアルを作成した。iTesting のホームページの多言語化をより推進すると同時に、多言語広報カードの配布、SNS を通じた多言語啓発動画の広報、検査会の多言語広報を行った。 ○「HIV 検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究」（令和4～6年度）では、ケアカスケード(90-90-90)95-95-95 の達成に向けた質の高い検査を拡充しつつ、COVID-19 の流行後の新たな HIV 検査戦略の方向性を提言するため、郵送検査の活用など、受検勧奨と検査手法の実証研究を行った。

○「HIV 感染血友病に対する悪性腫瘍スクリーニング法と非侵襲的治療法の確立のための研究」（令和 4～6 年度）では、非エイズ関連悪性腫瘍（NADM）が血友病 HIV 感染者の大きな課題となっている背景を受けて研究を実施し、血友病 HIV 感染者での罹患率は 2.59/100 人年と、高頻度で NADM を発症することを示した。また、『血友病 HIV/HCV 感染者に対する癌スクリーニングの手引き』を作成し、ホームページに公開し、QR コードで全国の医療施設からアクセス可能とした。

○血友病患者は長年運動を控えてきた人が多く、高血圧・高脂血症・糖尿病などのハイリスク集団である。また、近年の治療進歩による高齢化に伴い、新たな合併症が懸念されているため、従来の標準的出血予防法を見直す必要がある。「HIV 感染者を含む血友病患者の高齢化に伴う新たな合併症に関する研究」（令和 4～6 年度）では、その基礎となる疫学データの構築とリスク因子の解明を行い、血友病患者が高率で罹患する疾患などを明らかにした。また血友病性関節症の進行は、患者の関節状態・活動量および凝固因子補充量の関係で決定されてきた。近年、血友病患者の高齢化に伴い、フレイル・サルコペニアによる筋肉量低下が関節症や身体活動に影響している。血友病では関節症や運動忌避による筋力低下が懸念されるが、本研究は血友病患者の筋肉量が非血友病より低下しているだけでなく、下肢筋力や歩行能力低下と HIV が有意にサルコペニアに影響しており、新たな知見と確立することができた

○「HIV 感染血友病患者の救急対応の課題解決のための研究」（令和 4～6 年度）では、血友病等の止血機能異常症を有する患者が様々な生活習慣病・加齢疾患を合併する頻度が増加し、それに伴って救急搬送を必要とする患者が増えていることに対し、止血機能異常症の救急診療の各段階の現状を調査し、改善策を講じるための「止血機能異常症のある患者の救急対応ガイド（第 3 版）」を作成した。また、緊急時の薬剤供給についての医薬品卸売業者の取り組みについて調査した。在庫している製剤については、各社、各支店によって大きなばらつきがあり、基本的には受注がある場合のみ製剤を在庫している状況が明らかとなった。WEB サイト「止血ドットコム」についてはフライヤーを作成し、日本臨床救急医学会、日本血栓止血学会、日本救急医学会において、配布した。さらに上記「止血機能異常症のある患者の救急対応ガイド」と同様の改訂を実施した。

緊急時患者カードを改訂し、「止血ドットコム」を案内する QR コードを追記し、記載する医療機関もかかりつけ医療機関と救急医療機関を併記する形式とした。成人への配布に関しては先天性血液凝固因子障害等調査研究事業の申請書類とともに、各自治体から患者へ直接配布する方法に変更した。

○「在留外国人に対する HIV 検査や医療提供の体制構築に資する研究」（令和 4～6 年度）では、在留外国人の HIV 感染予防と早期発見・早期治療の促進のため、保健所での多言語対応の実態調査や在留外国人の感染リスクの認知に関する調査及び情報提供方法の検討等を行った。 また、9 つの保健所と連携して多言語対応 HIV 検査を開催することができた。医療通訳者を対象とした研修を開催し、アジアの少数言語の通訳者を中心に HIV の検査や医療の現場で活用できる人材を育成することができ、多言語で郵送 HIV 検査を提供する仕組みを構築することができた。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和 6 年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	88	9	3	54	10	0	0	4	46

5. 研究成果の評価

必要性の 観点から	HIV 感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療に向けて HIV 検査の受検率の向上や HIV 感染症に関する普及啓発等に関する研究が行われた。また抗 HIV 療法の進歩による患者の生存期間の延長による高齢化に伴い、悪性腫瘍、高血圧症、心血管疾患等の合併症への対応や血友病患者を含む長期療養体制の整備が課題となっている。したがって合併症の早期発見や最適な治療法の確立、長期にわたり適切な医療を提供できる体制構築が不可欠であり、そのための研究が行われた。 本研究事業の成果は次期エイズ予防指針の改正に向けた検討に活用されており、総合的にエイズ対策を推進するために必要な事業である。
効率性の 観点から	研究の方針検討や進捗確認を行う班会議に担当官が参加し、進捗管理を行うことで効率的な研究が遂行された。また「エイズ対策研究事業の企画と評価に関する研究」では、厚生労働省「エイズ対策政策研究事業」と AMED「エイズ対策実用化研究事業」の研究代表者によるオンライン発表会が開催され、研究事業の評価委員が発表内容に助言を行い、研究班相互で進捗状況を共有することで、基礎医学、臨床医学、疫学・社会医学の各分野のニーズに沿った研究が推進された。さらに、

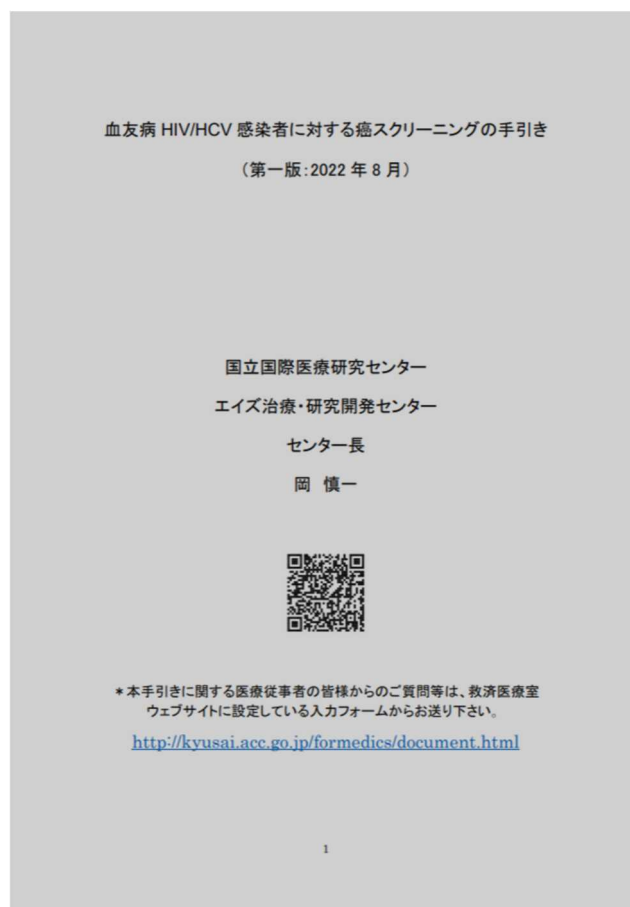
	研究の重複や間隙を回避して、研究費の効率的活用が図られた。
有効性の観点から	HIV 感染者・エイズ患者の早期発見・早期治療は、HIV 感染者・エイズ患者本人の治療経過を良好にするのみならず、他者への二次感染予防や医療費の削減効果が期待できる。また最新の知見に基づくガイドラインの作成・改訂や医療提供体制の整備を行う等、患者の多面的な救済や QOL の向上に寄与することから、社会貢献度の高い有効な事業である。

6. 改善すべき点及び今後の課題

これまで HIV 感染者及びエイズ患者の早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られているが、日本ではエイズを発症してから報告される HIV 感染者の割合は依然として約 3 割で、減少傾向が認め難い。その問題解決のため信頼できる郵送検査キットを利用した新たな HIV 検査体制の構築や、HIV 検査や医療にアクセスしやすい体制の構築に関する研究を行う必要がある。

<参考> 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

血友病 HIV/HCV 感染者に対する癌スクリーニングの手引き（第一版：2022 年 8 月）
<https://kyusai.acc.go.jp/pdf/cancerscreening.pdf>



救急領域における止血機能異常症の診療ガイド（第3版）

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNE4321FFD15C0cc7391fd11ca965cc6e8010adfa0415c48a970ec112601ec50d6dda2c9a9fc8d>



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾患・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	266,175	9	9
令和5年度	266,175	9	9
令和6年度	254,218	10	9

3. 研究事業の目的

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の趣旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、地域における診療体制や社会基盤の構築、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 elimination に向けた方策の確立に資する疫学研究」（令和4～6年度）において、医療・行政施策の目標設定や効果測定の基盤資料として活用するために、NDB（レセプト情報・特定健診等情報のデータベース）データ等を用いて2020年時点の肝炎ウイルス感染者数を算出した。また、国民調査により肝炎ウイルス検査受検状況の実態を把握した。 ○「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究」（令和5～7年度）において、「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」の発出時に併せて作成したリーフレット、陰性カードを2県5健保組合3医療機関に配布した。また、非専門医である眼科や歯科との連携を強化し、それぞれの科内で肝炎医療コーディネーターの養成が促進していることを明らかにし、養成促進による肝炎対策成果をアンケート調査にて確認中である。

- 「ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究」（令和6～8年度）において、ICT等を肝炎診療に応用することで、地域がかかえる様々な課題を解決できることが明らかになった。地連ネットなど活用可能なICT等が存在しない、認知度が低い、地連ネットの普及率が低いといった課題は、ICT等を活用することで肝炎診療における様々な課題を解決できることを情報発信した。
- 「肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究」（令和5～7年度）について、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における臨床調査個人票上のデータ収集を促進することで肝がん・重度肝硬変医療費助成の要件緩和による制度の利用者数の増加に寄与した。また、複数回入院を要する肝がん、重度肝硬変患者の治療や長期予後等の調査のため、既に構築したNCD（National Clinical Database）を利用した登録システムを用いて、入院数にして9万件以上のデータを収集した。肝細胞がん治療の分野で、抗ウイルス療法の普及による病態のコントロールにより、ウイルス性と非ウイルス性の肝細胞がんの予後は同等であることが示された。
- 「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究」（令和5～7年度）において、全国の肝炎医療コーディネーターの養成やスキルアップの方法において、全国的な基礎となる養成要項として、地域特性に応じたオプション要項の策定とさらに教本となる資材の制作を開始した。また、経験豊富な肝炎医療コーディネーター目線でモデル拠点病院でのスキルアップ事業支援を継続し高い評価を得た。患者講義をまとめた記録集を発刊し、患者・元患者・患者家族・遺族の肝炎医療コーディネーター活動マニュアルの作成を進めた。
- 「指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究」（令和5～7年度）において、肝炎政策に係る各事業、医療実施主体別に事業実施、医療提供の程度と質を評価する指標を用いて経年評価を継続した。また、肝疾患診療連携拠点病院においては、地域別の特徴を示しながらも全体的には均てん化された肝炎医療が提供されていたことを示した。一般国民に対する肝炎啓発方法の確立を目指して、エデュテインメント資材（「楽しみながら学ぶ」ことを目的としたマルチメディアやコンテンツ）として作成した「肝炎すごろく第3版」のユーザビリティ調査では、第3版への改訂により設問の正答率が向上し、正しい知識の普及に有用であった。
- 「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」（令和5～7年度）において、ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別を患者調査にて検討し、その地域格差を考慮した上での公開シンポジウムや肝炎講義・授業を開催した。また若年層への啓発教材として、B型肝炎の感染性や感染症への差別・偏見の問題を扱いながら、動画作成を継続し、YouTube上に追

加公開した。さらに、肝炎授業をテーマとしたワークショップを開催し、若年層への肝炎授業のあり方を中心とした議論をおこなった。 ○「様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究」（令和6～8年度）において、歯科医療従事者を対象とした e-learning 教材案を作成し、今後公開予定である。また 2016 年の B 型肝炎ワクチン定期接種導入後に生まれた小児を対象とした疫学調査を継続し、献血者を対象としたワクチンエスケープ変異株の実態につき明らかにした。また、国立病院機構肝疾患ネットワークを利用した肝炎の発生動向調査にて、B 型・C 型急性肝炎の発生数は減少傾向にあることを示した。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	99	10	0	48	17	0	0	1	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	平成 22 年 1 月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成 23 年 5 月に告示された肝炎対策の推進に関する基本的な指針は平成 28 年 6 月および令和 4 年 3 月に改正されており、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための研究についても進める必要がある。また、平成 24 年度を初年度として取りまとめられ、平成 28 年 12 月に中間見直しが行われた肝炎研究 10 カ年戦略は、令和 4 年 5 月に肝炎研究推進戦略として新たに策定され、肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれているため、継続的な研究が必要である。 肝炎研究推進戦略を踏まえ、令和 6 年度に得られた研究成果により、肝炎ウイルス感染者の受検・受診・受療がさらに促進され、健康寿命の延伸につながることが期待される。社会の多様化や地域の実情に応じたより細やかな肝炎対策を実施していくため、今後も本研究事業の一層の推進が必要である。
効率性 の観点 から	研究班会議には「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」班の事務局から有識者を派遣し、その都度研究推進に資する適切な助言を行った。また厚生労働省の担当者も参加して研究者と情報交換と

	連携を図った。成果は研究成果発表会で報告され、評価委員会によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。関連する分野については、研究者間の相互の連携を図るとともに、研究成果発表会への各研究者の参加を促進し、他の研究課題の成果の共有を行った。
有効性の観点から	研究成果は、令和7年度より開始する新たな研究班の基盤データとして、肝炎総合対策推進のために有効に活用できる。地方自治体担当者が出席する会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会で成果を報告し、行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献した。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、ウイルス性肝炎の elimination に向けた努力が払われている。全国規模の疫学調査は効率的・合理的な行政施策のための基盤である。令和8年度は、NDB データ等を利用し肝炎ウイルスキャリア、肝炎ウイルス検査受検率、肝がん死亡率等を把握し、ウイルス性肝炎の elimination に向けた肝炎・肝がん等の行政エビデンスの創出につなげる予定である。また、WHO が公衆衛生上の脅威としてのウイルス性肝炎の elimination 達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、国内の到達状況についての評価検討も求められることから、肝炎対策基本指針の2027年の改正に向けたエビデンスデータとしても重要である。

全国の肝炎医療の均てん化については、地域における病診連携推進や効果的な肝炎対策の実施を行っていくことが課題として挙げられ、これまでの研究で設定した各指標の達成度を比較するために全国的なデータ把握が必須となる。令和8年度には肝炎総合対策を客観的に評価する指標の継続的な運用によって、拠点病院等の肝炎医療の提供体制及び都道府県の実施する肝炎対策に関する事業の改善につなげる予定である。指標を用いた地方公共団体や拠点病院等と具体的な意見交換を行い、地域の実情を踏まえた肝炎総合対策の充実、肝炎医療の均てん化につなげる。効果的な政策立案のために、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。

< 参考 > 令和 6 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

啓発教材動画「考えよう 感染ること」		「様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究」 (令和 5 ～ 7 年度) 若年層への啓発教材として、B 型肝炎感染患者への差別・偏見の問題に関して、動画を作成し、研究班ホームページや YouTube 上に公開した(本年度は第 4 弾と第 5 弾)。
第 5 弾 君と一緒にいるために 前編	第 5 弾 君と一緒にいるために 後編	
第 4 弾 思い込みの罠	第 3 弾 家族の絆で繋ぐ未来	
第 2 弾 本当のファインプレー	第 1 弾 先生の告白	

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	医政局総務課
関係部局	医政局各課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	325,800	82	75
令和5年度	495,800（※）	79	69
令和6年度	325,800	81	68

※ 令和5年度の予算額、採択件数は、当初予算（325,800千円、68件）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the Ideal society (society 5.0) and Generating Economic and social value: BRIDGE）から配分額（170,000千円、1件）の合算である。

3. 研究事業の目的

少子高齢化など医療を取り巻く環境が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等の課題の解決に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「大規模災害時における地域連携を踏まえた更なる災害医療提供体制強化に関する研究」（令和4～6年度）では、地域をモデルケースとして分析された地域の強靱化に資する項目一覧により、地域のBCPに要する項目の整理がなされた他、DMATや災害医療コーディネーター、小児周産期リエゾンの運用向上の条件整理がなされた。またEMISの改修や国際医療チームの受援に関する体制整備に向けた提案もなされた。これらの研究成果は、DMAT活動要領をはじめとした各種計画の改正に期待される他、EMISの汎用調査項目の改訂、国際受援の標準手順書の整理などにも反映されている。 ○「将来の医療需要を踏まえた外来及び在宅医療の提供体制の構築のための研究」（令和4～6年度）では、在宅医療や外来医療の受療動向の分析により、

効率的かつ効果的な入院外医療の提供体制が検討されたほか、今後の入院外医療について進めていくべき機能分化連携の方向性やその方法が示された。これらの研究成果は、医療計画策定時における医療・介護サービス提供体制構築の具体的な到達目標の推計への活用が期待される。

- 「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（令和6～8年度）では、急性期医療を担う医療機関から回復期・慢性期を担う医療機関への機能転換に係る判断から実行にかけての課題が整理され、今後、課題解決の知見が蓄積された際には、都道府県が構想を推進する際のガイドの一つとしての活用が期待される。
- 「各地域救急医療体制におけるドクターヘリの適正運用と安全運航に関する研究」（令和6～8年度）では、先行研究で構築した品質管理指標を活用し、ドクターヘリ基地病院、救命救急センター、二次医療機関の位置関係等からドクターヘリの非カバー地域の抽出や、病院全救急医療体制におけるドクターヘリの位置づけ等についての知見の収集・整理を行っている。今後、令和7年4月に発生した事故も踏まえた一層の安全確保に向け、収集したデータについての分析がなされ、都道府県やドクターヘリ基地病院において安全で効率的な運航体制を整備するための基準として活用されることが期待される。
- 「法医学領域における多職種連携とキャリアパスの推進について」（令和6～8年度）では、法医学領域の職員等へのアンケートや法医学教室への視察により、法医学領域における多職種連携等の事例に関して実態調査が行われた。調査結果は、今後、詳細に分析するなどして、死因究明推進計画の見直しに資する基礎資料となる提言のとりまとめ等に活用されることが期待される。
- 「献体による効果的医療技術教育システムの普及促進に関する研究」（令和6～7年度）では、献体を用いた手術手技研修（CST: cadaver surgical training）の持続的な普及のため、日本外科学会および日本解剖学会の主導のもと関連する臨床学会との連携強化を図るべく、新たなCST支援機関として「一般社団法人CST監理支援機構（仮称）」の令和7年度中の法人設立に向けた最終的な見通しが整えられた。今後、高難度手術を担う外科医の育成が進み、医療技術の均質かつ安全な展開が期待される。
- 「医師養成過程を通じた医師偏在対策の検証のための研究」（令和6～8年度）では、各大学医学部出身者の勤務地の分布の他、総合診療部門ローテーションが総合診療のキャリア選択促進因子となること等が明らかにされた。引き続き、医師養成過程を通じた偏在対策の効果検証等のための基礎資料が得られることが期待される。
- 「多面的なフィールド研究を基にしたセルフメディケーション・セルフメディケーション税制の医療費へのインパクト評価と行動変容要因に関する研究」（令和6～8年度）では、レセプトデータを用いたセルフメディケーション税

制利用者と非利用者での医療費の比較分析が行われ、税制利用者の方が、医療費が低いことを示唆する成果が得られた。また、本税制によるセルフメディケーションへの行動変容を補足する方法が立案された。これらの研究成果は「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」や「税制のEBPMに関する専門家会合」の資料として活用されている。

- 「医療上の必要性が高い革新的医薬品に対する薬価上の評価指標の開発に資する研究」（令和6～8年度）では、令和6年度に行った現行の薬価制度に関する課題の抽出や、新薬薬価算定に関する海外調査により得られた結果をもとに、今後具体的な薬価上の評価手法を検討し、中医協における議論に活用することが期待される。
- 「パーソナルヘルスレコードを活用した診療（オンライン診療中心とした）における行動変容に関する研究」（令和6年度）では、PHRにおいて患者本人による医療情報の閲覧やそのオンライン診療における活用の結果による行動変容の調査を実施しており、オンライン診療におけるPHRの活用促進に繋がると期待できる。
- 「次世代の医療情報の標準規格拡充等に資する研究」（令和6年度）では、日本と医療制度や高齢化の状況が類似する欧州5か国を対象に、①患者の事前指示の法的枠組みと運用実態、②指示と電子的診療情報共有サービス（EHR・患者ポータル等）との連携度が報告されており、今後の蘇生処置等に関する標準化と終末期医療における意思決定支援体制の整備への活用が期待できる。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

- 「看護師の特定行為に係る手順書の実態調査研究」（令和5～6年度）では、「特定行為に係る手順書例集」の改定をすることとしていたが、現場において手順書が有効に働いているとの調査結果であったため、理解しやすく実践的であると思われる事例の編纂に留まった。また、当該調査から、手順書を有用に活用できない原因は、特定行為を最初から最後まで手順書に従って実践しようとしていることであることが分かったため、具体的な運用方法を提示するのではなく、柔軟な対応が必要であることを提示することとした。
- 「HL7 FHIRを用いた汎用性の高い情報利活用の方法論の確立と実装に向けた課題整理と対応策の検討に関する研究」（令和6年度）については、医療機関間においてHL7 FHIRを用いた医療情報の利活用の仕組みについて対象として研究を進め、海外動向等の調査や方法論の議論は行えたものの、仕組みにおける対象となる具体的な情報を絞ることまでは行えなかったため、仕組みそのものの提案を行うまでは至らなかった。

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
17	27	23	1	99	8	0	0	5	39

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	85歳以上の高齢者の増加や生産年齢を含めた人口の減少や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、様々な医療行政の推進に当たっての課題を解決する必要がある。本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。
効率性 の観点 から	医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間は原則2年以下とした。また評価委員の意見等を適切に研究へ反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ、定期的な進捗管理が行われた。さらに行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として活用すること等を前提にして研究課題を設定し、効率的に施策に反映された。
有効性 の観点 から	多くの研究課題の成果が行政施策に反映されている。具体的には、医療計画の策定に関して必要な指標例や医療安全の推進に必要な基礎資料等の作成に活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証が実施されてきた。今後も、過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究を遂行するべきである。また、成果が不十分とされた点もあることを踏まえ、政策に活用していく必要がある。

例えば、「HL7 FHIRを用いた汎用性の高い情報利活用の方法絵論の確立と実装に向けた課題整理と対応策の検討に関する研究」（令和6年度）については、令和6年度には利活用する対象情報を絞ることが進まなかったが、医療現場等におけるニーズが高い研究内容であること等を踏まえ、今後はより具体的な情報を絞った上で仕組みの提案までに繋げていくことが望ましい。

さらに、本研究事業の成果が広く地域医療の現場等に周知され、医療体制の充実や新たな医療情報通信技術の普及、人材育成の促進等に活用されるよう、実用性を高めるような取組を引き続き推進するべきである。

＜参考＞ 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究（令和6年度～令和8年度）

病院の機能転換 特性要因図

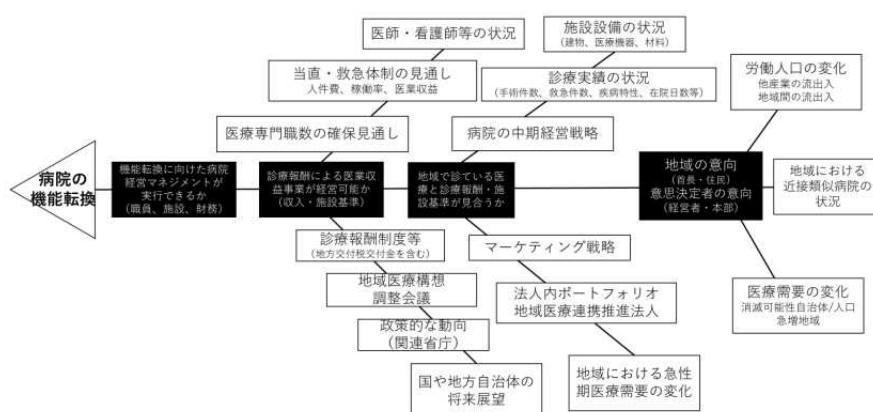


図1：機能転換を図る特性・要因、判断基準

令和 6 年度 成果の概要

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課、化学物質対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和 4 年度	118,712	18	17
令和 5 年度	123,712	21	17
令和 6 年度	123,712	20	17

3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の更なる向上を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「特殊健康診断等のデータ入力標準化およびデータ利活用ツール開発のための研究」（令和 4～6 年度）において、近年電磁的記録による持続可能な管理体制の確立が求められる中で、特殊健診等の情報のデジタル媒体管理を想定し、自覚症状の具体的な質問等複数の健診関連情報について標準化された構造に基づく電磁的記録フォーマットを開発した。今後、特殊健診等の電磁的記録フォーマットのモデルとして活用予定である。 ○「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」（令和 4～6 年度）において、令和 4 年 10 月からの労働安全規則の改正並びに歯科関係者への調査の意見を踏まえ「事業所での酸蝕症の歯科健診を行うにあたっての現時点の考え方の試案（たたき台）」の作成・改定を行っ

た。また、リスクアセスメント対象物歯科健康診断制度の開始に伴い、関連のガイドブックを作成して活用する予定である。

- 「テレワークの常態化による労働者の筋骨格系への影響や生活習慣病との関連性を踏まえた具体的方策に資する研究」（令和4～6年度）において、テレワークの常態化により、身体活動量の低下や作業環境の不備に伴う新たな健康課題が懸念されていることから、安全衛生に配慮したテレワークを社会で推進することを目的に、テレワークの状況の把握、健康影響の解明、及び介入策の検討を実施した。その結果を踏まえてガイドラインである「企業担当者のための健康に配慮したテレワーク実践ガイドーアクティブ・テレワークのすすめ」を作成した。今後、本ガイドラインを周知・普及し、テレワーク社員の健康支援を推進していく予定である。
- 「テレワーカーの健康課題発生リスクや労働生産性に関連する生活・運動・睡眠習慣および身体機能の検証とそれに基づく指針作成のための研究」（令和4～6年度）において、テレワーカーを対象に健康課題の発生状況等、身体機能や睡眠・運動習慣に関する情報を収集し、テレワーカーに推奨する活動レベルや改善すべき身体機能を指導するための指標を検討した。その結果、特別な機器や専門家の判断を要せずに簡便に自身の身体機能をチェックできること、健常労働者の睡眠の質の指標の一つである「入眠潜時間」に関連することが明らかになった。この成果に基づき、自身の身体機能を具体的にチェックする方法を一般の人が簡単に理解できるよう、リーフレットを作成し、周知啓発に活用する予定である。
- 「自動制御システム等による車両系建設機械と協働する場合に新たに生じる労働安全衛生リスクのシステム思考に基づく分析フレーム」（令和5～6年度）において、自動制御システム等による車両系建設機械と協働する場合に新たに生じる労働安全衛生リスク分析フレームの構築に取り組んだものである。労働災害被災リスクシナリオの想定、リスクの評価方法、リスク評価に基づく労働災害防止対策について、これまでの建設機械の労働災害防止マニュアルを参照し、必要な項目を整理したことにより、今後の自動化・自律化する車両系建設機械と労働者の協働におけるリスクに関連する労働災害防止対策の検討にあたって活用が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	18	1	0	20	25	0	0	0	7

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上之死傷災害は前年比で増加している。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となり、これらへの対策に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組みを推進することにも求められている。さらに、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害防止対策も必要となっている。 また、テレワークの定着が目標となる中で、オフィスでの勤務との違いを踏まえた労働者の心身の健康管理が求められている。さらに、すべての女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現を目指して女性の健康の包括的な支援が求められている。 これらの課題を解決するために、本研究事業によって職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成に係る科学的根拠を集積し、行政政策を効果的に推進していくことが必要である。
効率性 の観点 から	労働安全衛生においては非常に多くの政策課題があるが、限られた事業予算の中で最大限の効果を得るために、特に労働災害防止計画に基づく、優先すべき重点課題を厳選して公募した。また研究費の配分においても、外部専門家による評価等を踏まえて、重点課題に直結した成果を得られる研究を実施できるように必要額を精査して、効率的に研究が遂行された。
有効性 の観点 から	本研究事業により、労働安全衛生の各分野の現状の分析、最新の工学的技術や医学的知見等の科学的根拠の集積、法令等の課題の抽出及び整備を継続的に行い、安全衛生関係法令の改正やガイドラインの策定等を行うことで、労働災害の減少、労働者の健康の確保等さらなる労働者の安全衛生対策の推進につながるため、有効であった。

6. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「第14次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究（令和4年度～令和6年度）

事業所での酸蝕症の歯科健診を行うにあたっての現時点の考え方の試案 (たたき台)
令和4年度厚生労働科学研究「労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究」 (歯科医師の有害業務に対する歯科医師の健康診断の実施についての健診基準、問診の実施方法、事後措置等の考え方の作成ワーキング)
令和5年3月31日
目 次
1 はじめに
2 酸蝕症の成り立ちと特徴
3 酸蝕症の予防方法
4 酸蝕症の健診の方法と健診基準（過去の経緯から）
5 酸蝕症で用いる歯科健診の基準（現時点）
6 酸蝕症で用いる歯科健康診断票（酸蝕症を主とする）
7 酸蝕症で用いる問診及び質問紙票
8 歯科健診の際の事後評価（職場環境の分析、業務性分析）
9 おわりに

○テレワークの常態化による労働者の筋骨格系への影響や生活習慣病との関連性を踏まえた具体的方策に資する研究（令和4年度～令和6年度）



○テレワーカーの健康課題発生リスクや労働生産性に関連する生活・運動・睡眠習慣および身体機能の検証とそれに基づく指針作成のための研究（令和4年度～令和6年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局食品監視安全課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	712,379	59	55
令和5年度	649,216	32	29
令和6年度	456,184	35	33

3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 I. 食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究及び食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果 ○「野生鳥獣由来食肉の食中毒発生防止と衛生管理ガイドラインの改良に資する研究」（令和3～5年度）において、「ジビエのカラーアトラスあぶない異常・気をつける異常」がとりまとめられたところであり、「野生鳥獣の食肉利用に関わるリスク分析に資する研究」（令和6～8年度）において、継続的に野生鳥獣の異常個体・病変の病理学的研究が実施され、最新の知見を踏まえ、厚生労働省において、令和7年3月に野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン別添のカラーアトラスを改定し、地方自治体や関係省庁等へ周知した。また、ジビエハンター研修等において、研究成果を発表・周知するなど、狩猟者や関係事業者への情報提供・啓発に寄与した。 ○「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」（令和5～7年度）では、食品中の放射性物質の非破壊検査法の評価・検討を行うほか、消費者への効果的な情報発信の方法について検討を行い、食品中の放射性

物質の非破壊検査法の通知発出や、厚生労働省 HP における検査結果の情報発信の方法の改善に寄与した。

○「と畜・食鳥処理場における HACCP の検証及び食肉・食鳥肉の衛生管理向上に資するための研究」（令和 5～7 年度）では、と畜場や食鳥処理場における微生物の検出状況に関するデータを収集・解析し、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理状態を評価する指標の素案が提示された。これにより、と畜検査員又は食鳥検査員による外部検証に関する成績（事務連絡）の発出に寄与した。

○「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」（令和 4～6 年度）では、ダイオキシン類の摂取量を適時かつ継続的に調査すること等により、ダイオキシン類対策への取組の評価、国民への情報発信に寄与した。また、令和 6 年度に発生した紅麹製品による健康被害事案において検出された病因物質の究明を行った。得られた知見について、厚生科学審議会食品衛生監視部会で報告するとともに、厚生労働省 HP に掲載し、国民への情報発信に寄与した。

II. 外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果

○「ワンヘルス・アプローチに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランスと伝播機序解明のための研究」（令和 6～8 年度）においては、薬剤耐性菌及びそのゲノム情報を国立感染症研究所薬剤耐性センター耐性菌バンクに集約し、その結果の一部を WHO グローバルアクションプランの一環として行われている GLASS (Global Antimicrobial Resistance Surveillance System) に報告し、国際貢献を行った。また、薬剤感受性試験の結果は、厚労省の薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会の年次報告書にデータ提供した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

（２）論文数などの業績（令和 6 年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
9	47	0	1	85	18	0	0	0	18

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	食品の安全性の確保は多くの国民が高い関心をもっており、国民の健康へ直接的に影響を及ぼす。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）の検討が可能となることから、食品の安全確保の推進に必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	食中毒対策、食品中の有害物質（放射性物質等）などの国民の関心の高い研究、新たな検査法の開発等の成果は、各種の通知やガイドラインの作成に直接反映され、効率的・効果的に施策に活用された。
有効性 の観点 から	得られた成果は、食品衛生監視行政の企画立案・評価を含め、リスクコミュニケーションなどのため国内で活用されるほか、国際機関にもデータ等が提供されるなど、国際交渉や国際貢献にも活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導に資するための科学的根拠を与える研究、食品中の各種分析法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究、食中毒発生の防止、原因究明の迅速化・高度化による被害拡大の防止等に資する研究などは、食品安全行政におけるリスク管理機関として、食品等の検査法、国際協調・貢献、リスクコミュニケーション推進に関する科学的知見の集積に資する重要なものであり、引き続き推進する必要がある。

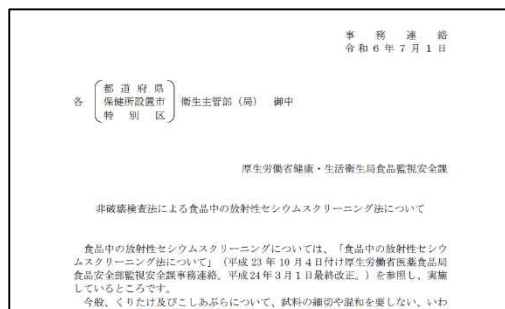
また、政府一体で進めている農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等も推進していく必要がある。

さらに、関係省庁における研究等や研究班の間の情報交換等を積極的に行うことで、より効率的・効果的に研究を推進すべきである。個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上や、研究班間の横断的な情報交換等により、研究事業が総合的かつ実効的に遂行されることが必要である。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

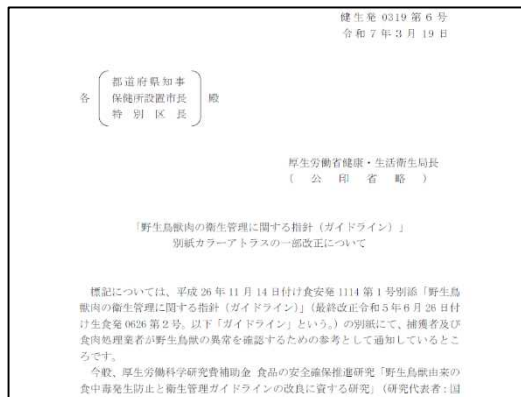
「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」（令和5～7年度）

「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和6年7月1日付け食品監視安全課事務連絡）



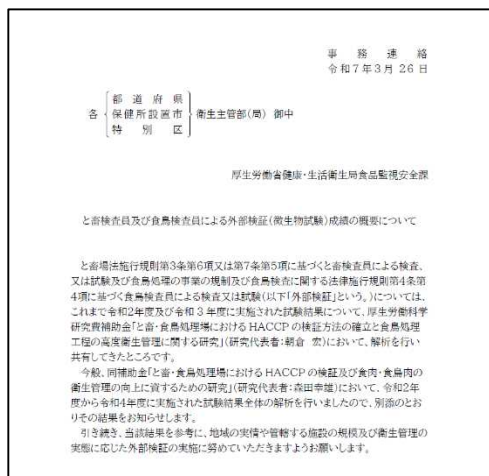
「野生鳥獣の食肉利用に関わるリスク分析に資する研究」（令和6～8年度）

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」別紙カラーアトラスの一部改正について」（令和7年3月19日付け健康・生活衛生局長通知）



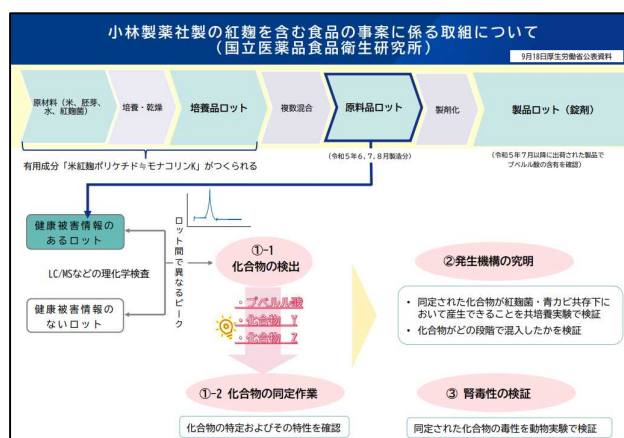
「と畜・食鳥処理場におけるHACCPの検証及び食肉・食鳥肉の衛生管理向上に資するための研究」（令和5～7年度）

「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証（微生物試験）成績の概要について」（令和7年3月26日付け食品監視安全課事務連絡）



「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」（令和4年～6年度）

「小林製薬社製の紅麹を含む食品の事案に係る取組について（国立医薬品食品衛生研究所）」
厚生労働省 HP（令和6年9月18日公表）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局食品監視安全課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	219,713	1	1
令和5年度	219,713	1	1
令和6年度	219,713	1	1

3. 研究事業の目的

平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 臨床的追跡調査・疫学調査については、油症患者の長期死亡リスクについて再評価を行うことを目的に、油症患者の生存・死亡情報をアップデートした。また、検診受診者について、血液中のPCDF等（ダイオキシン類）の濃度を継続的に測定するとともに、血液中PCB分析の精度管理についてデータ解析を行い、定量分析が適切に実施されていることを確認した。さらに、油症患者における口腔乾燥症や抗ミトコンドリア抗体の出現率に関する検討などを行った。これらの成果は、今後の予防・診断・介入の基盤となるものであり、ダイオキシン類の影響のさらなる解明が期待される。 また、基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体であるAHR（Arylhydrocarbon Receptor）の働きに着目し、培養細胞・実験動物を用いた研究を継続して行った。油症患者で症状を認める皮膚、口腔内、神経といった臓器において様々な基礎研究が行われ、油症に関連する症状のメカニズムが徐々に明らかになりつつある。気道上皮ではSIRPα（シグナル調節蛋白α）が炎症制御の新たな標的となり得ることを示唆する結果が得られた。さらに、芍

薬甘草湯は CYP1A1 発現や酸化ストレスの抑制を通じて末梢神経障害の改善に寄与する可能性が示唆された。これらの研究成果は、将来的に油症の治療等に活用されることが期待される。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (令和6年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	推進法の基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究」を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させることが示されている。また、ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証（疫学調査）は世界的にも例がないため、本研究事業は科学的にも社会的にも極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進され、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められた。
有効性 の観点 から	推進法に基づいて実施された研究の成果は、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために活用されており、極めて有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

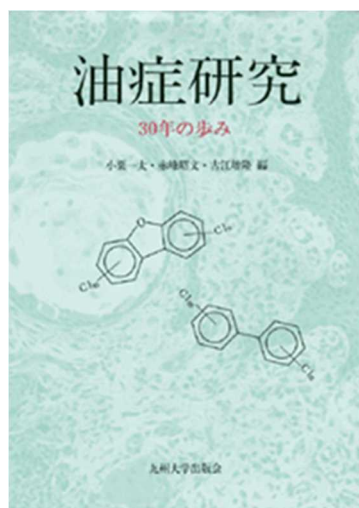
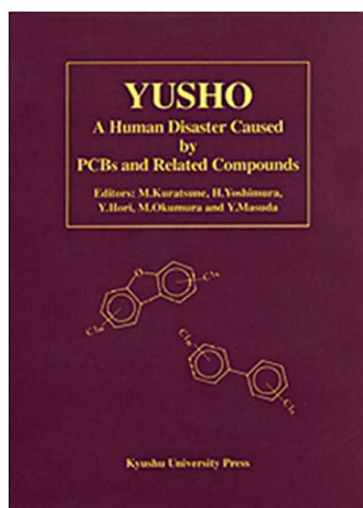
推進法に基づいて、カネミ油症に関する専門的、学際的、総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでにやってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。（画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHP から抜粋）



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。



令和 6 年度 成果の概要

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
主管部局（課室）	医薬局総務課
関係部局	医薬局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課、医薬安全対策課、血液対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和 4 年度	748,174（※）	47	47
令和 5 年度	608,598（※）	52	51
令和 6 年度	429,095（※）	53	50

※ 令和 4 年度の予算額、採択件数は、当初予算（308,598 千円、44 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（439,576 千円、3 件）の合算である。また、令和 5 年度の予算額、採択件数は、当初予算（308,598 千円、49 件）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social value: BRIDGE）からの配分額（300,000 千円、2 件）の合算である。また、令和 6 年度の予算額、採択件数は、当初予算（308,598 千円、50 件）及び研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social value: BRIDGE）からの配分額（120,497 千円、2 件）の合算である。

3. 研究事業の目的

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政の各種制度における課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

- 「ワクチン等の品質確保を目的とした国家検定の最適化と国際整合化のための研究」（令和 6～8 年度）において、国家検定における各品目の試験項目について、試験の削除が可能と思われる項目の検討を行うとともに、SLP（Summary Lot Protocol）審査のみによるロットリリースが可能と思われる品目を選定した。本研究の成果に基づき、複数の血液製剤において力価試験等を削除した。また、SLP 審査のみによるロットリリースが可能な品目としてワクチン 3 品目、血液製剤 7 品目を選定し、これらの国家検定を PMDA に移管した。
- 「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」（令和 5～6 年度）においては、全国の一般住民、薬物関連障害患者等を対象とした実態調査を行い、年齢別、性別等に応じた薬物の生涯経験率をはじめとした薬物乱用・依存状況及びその推移等の解析情報が得られ、薬物乱用・依存対策のほか、薬物関連施策の立案・評価のための基礎データ、国連や国際会議での国内実態の報告等に活用した。
- 「若年層に対する献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究」（令和 6～7 年度）において、血液製剤の医療需要と供給の予測、若年層に対する献血推進の方策とその効果、国内外の血液製剤に係る研究開発の動向を研究し、中期目標「献血推進 2025」の献血率目標値の妥当性及び 2028 年度の目標値案を献血推進調査会で報告した。
- 「薬局薬剤師の対人業務の質評価指標の開発」（令和 6～7 年度）において、薬局薬剤師はさらに対人業務を充実することが求められていることなどから、質の高い対人業務を評価し、薬局薬剤師の業務の質を担保するため、対人業務の質を評価するための指標（Quality Indicator, 以下 QI）候補の開発を行った。
- 「体外診断用医薬品に係る安全対策のあり方に関する研究」（令和 4～6 年度）において、体外診断用医薬品の市販後安全対策として、副作用報告制度及び添付文書の記載要領のあり方について検討した。副作用報告制度については、国内規制の問題点の洗い出しや諸外国の規制の実態調査等の結果に基づき、現行の副作用報告制度から不具合報告制度への移行が提案され、報告基準や様式も検討されるなど、制度改正につながる成果が得られた。また、添付文書の記載要領については、各項目における記載内容や順序が整理され、記載要領通知の改訂につながる成果が得られた。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当無し									
(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
4	16	22	3	62	10	0	0	10	7

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	薬事監視等に関しては、近年の医薬品の製造及び品質管理技術の向上に伴い、国家検定制度のあり方について国際的にも検討が行われているところ、試験項目や試験頻度の見直しなどを行うなど、本邦の国家検定制度をより効果的かつ効率的な制度に向上させる必要がある。 薬物乱用に関しては、薬物乱用状況の実態把握、危険ドラッグや規制薬物等の流通状況や毒性に係る情報の収集、鑑別手法や評価手法の新規開発等を行うことで、そのような物質を含めた製品の流通規制などの措置につなげ、保健衛生上の危害発生防止を図る必要がある。 血液事業に関しては、高齢化社会において必要な血液を確保するためには若年層に対する献血推進の方策を検討し、医療等で確保しておくことが必須となる血液の確保を進める必要がある。 薬剤師・薬局制度に関しては、新型コロナウイルス感染症の蔓延や本格的な少子高齢社会の到来により、地域医療における薬剤師の役割が強く期待されており、また ICT 等の技術発展により、薬剤師の業務を取り巻く周辺環境が変化している。薬剤師の業務自体も変化が見込まれることから、今後の薬剤師・薬局業務のあり方及びそれを実現するための具体的な対応策について、エビデンスを踏まえながら検討する必要がある。 市販後安全対策に関しては、承認時点では安全性情報が限られる品目が増加していること、さらに、新たな技術を用いた医薬品・医療機器等が増えていることから、副作用等報告制度や添付文書の記載要領等を含む市販後安全対策について、現状に即して検討する必要がある。
効率性 の観点 から	研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど、研究成果を効率的に普及できるように工夫した。また医療従事者、製薬団体、国立感染症研究所等との協力を

	通じて、新興・再興感染症の情報収集を行い、必要時には血液製剤の安全性を確保するため病原体に対する迅速かつ簡便な検出系を構築するなど、適切な体制で効率的に検討を行った。
有効性の観点から	薬事監視等に関しては、研究成果が国家検定における感染研（現 JIHS）から PMDA への業務移管に係る品目選定に活用されるなど、薬事監視業務における効率的、効果的な制度の運用を可能とする有効な研究成果が産出された。 薬物乱用に関しては、薬物乱用状況の実態把握による薬物関連施策の立案・評価の基礎データのほか、指定薬物等の指定等の基礎資料としての活用や、関係機関への提供による現場での迅速な取締りへの活用が可能となる有効な研究成果が得られた。 血液事業に関しては、若年層に対する献血推進の方策とその効果に関する研究では、献血教育において参加型実習による効果を検討したところ参加型実習では初回献血者が増加する結果が得られた。この結果より献血教育で参加型実習が組み込まれることが期待され、今後に活用できる成果が得られた。 薬剤師・薬局制度に関しては、質の高い対人業務を評価し、薬局薬剤師の業務の質を担保するため、対人業務の質を評価するための指標（QI）の候補を開発するなど有効な研究成果が得られた。 市販後安全対策に関しては、体外診断用医薬品の副作用報告制度及び添付文書の記載要領のあり方について検討し、制度改正や記載要領通知改訂につながる成果が得られた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

薬事監視等に関しては、感染研（現 JIHS）から PMDA への検定業務の移管が令和 7 年度から 5 年程度要する見込みであり、SLP 審査のみでロットリリースが可能な品目の検討を継続して実施する必要がある。 薬物乱用に関しては、海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、インターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、今後も海外の情報を収集するとともに、これらの物質に関する分析法・鑑別法の構築が求められる。 血液事業に関しては、新規血液の開発動向の調査の結果、各種の新規血液製剤の製造・開発の点で課題が多く、薬事承認が見通せる段階には達していないことがわかった。今後は国内での開発・承認申請を促進するべく、海外での有効性、安全性等のエビデンスを調査していく必要がある。 薬剤師・薬局制度に関しては、地域住民の予防・健康づくり等に必要な情報提供・相談対応等の健康サポート機能の取組が薬局には求められており、薬局
--

薬剤師の介入が地域住民の健康等に及ぼす効果を検討するなど、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムの中で果たすことができる役割をより明確にし、薬局薬剤師の地域への関与の深化を図る必要がある。

市販後安全対策に関しては、新たな技術を用いた医薬品・医療機器等の開発や医療 DX も見据えた情報収集、情報提供等を行う必要がある。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「ワクチン等の品質確保を目的とした国家検定の最適化と国際整合化のための研究」（令和6～8年度）

（参考）医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001492112.pdf>

令和7年4月にPMDAに移管した品目

ワクチン類
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン
肺炎球菌ワクチン

血液製剤
加熱人血漿たん白
人血清アルブミン
乾燥人フィブリノゲン
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
人ハプトグロビン
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体

「若年層に対する献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究」（令和6～7年度）

（左）中期目標「献血推進2025」目標値の検証結果及び2028年度の目標値案

（右）中期目標「献血推進2025」の見直し

まとめ

- ◆ 今回、コロナ禍の時期を含むデータを用いて、「献血推進2025」で掲げられた2025年の16-39歳献血率目標値を、再度算出したところ
16-39歳目標献血率：6.7-7.1%（献血推進2025目標値：6.7%）
16-19歳：6.4-6.7%（献血推進2025：6.6%）
20-29歳：6.9-7.3%（同：6.8%）
30-39歳：6.6-7.0%（同：6.6%）となった。
コロナ禍中に、様々な取り組みにより40歳以上の献血者数が増加したが、需要と供給の差による献血者の不足分がR2予測値より増加した。その結果、不足分を若年層で補うとした場合の目標献血率はやや高めに算出されたが、**献血推進2025の目標献血率の修正は不要と考えられた。**
- ◆ 同様の算出を行い、2028年献血率目標値を算出した：
16-39歳目標献血率：6.5-6.9%
16-19歳：6.8-7.2%
20-29歳：6.7-7.1%
30-39歳：6.3-6.6%
献血率目標値には、コロナ禍の影響が示唆され、2022年以後のデータを元に再度目標値を算出することが必要と考えられた。

18

事 務 通 則
令和7年1月27日
各都道府県衛生主管部（局）業務主管課 御中
厚生労働省医薬局血液製剤課
「献血推進2025」の期間延長について
血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、重要審議会血液事業部会献血推進調査会において審議し、中期目標（献血推進2025）について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。
各都道府県におかれましては、貴管内市区町村及び都道府県赤十字血液センターと十分に連携を取り、献血事業の更なる推進に特段の御配慮をお願い申し上げます。
記
1 中期目標期間について
「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第151号、以下「基本方針」という。）の附則期間（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度）と、献血の中期目標期間を合わせることにし、基本方針に基づき、国、日本赤十字社、都道府県、市区町村等が一体となって献血を推進することができるようにするため、「献血推進2025」の目標期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を、令和10（2028）年度まで延長する。
2 達成目標について
当面の期は、各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っている。
今後、先進国トップレベルの献血率の達成目標の達成など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が観測される可能性も懸念、引き続き、血液製剤の需要

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	国立医薬品食品衛生研究所総務部業務課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	457,932	22	19
令和5年度	457,932	23	18
令和6年度	457,932	23	18

3. 研究事業の目的

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の安全な生活の確保を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究」（令和5～7年度） 指定家庭用品に含有する有害物質の含有量や溶出量を測定するための試験法の中で、分析に用いる GC-MS で使用するヘリウムの供給不足等を踏まえ、ヘリウムを使用しない代替試験法の開発を行い、「家庭用品中の有害物質試験法について」の一部を改正した（医薬薬審発 0321 第4号 令和7年3月21日付 厚生労働省医薬局審査管理課長通知）。 ○「室内空気汚染化学物質対策の推進に資する総合的研究」（令和6～8年度） 室内空気中化学物質の採取方法と測定方法（室内空気中化学物質の測定マニュアル）を、技術進展に応じた測定方法へ改訂・統合を行い、統合版の測定マニュアル（医薬発 0117 第1号 令和7年1月17日付 厚生労働省医薬局長通知）として通知された。また、室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の国内規格化を目的と

し、空気中の粒子状物質の採取方法について改訂した 2 編は、日本薬学会編衛生試験法・注解 2020 追補 2025 に公表され、国内の規準となる成果が得られた。 ○「国内外で開発され OECD で公定化される NAM を活用した試験法の行政的な受け入れに対応するための研究」（令和 6～8 年度） 化学物質の安全評価手法の OECD の TG において、皮膚感作性試験代替法 EpiSensA (Epidermal Sensitization Assay) が追記された TG442D が承認され、それに付随する EpiSensA の性能標準、免疫毒性試験 IL-2 Luc LTT 法のバリデーション報告書、IL-2 Luc LTT 法バリデーションの第三者評価報告書及び Guidance Document on IATA for phototoxicity testing の 5 件が採択されるなど、国際的な試験法開発に貢献した。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当無し。									
(2) 論文数などの業績（令和 6 年度終了課題について）									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	46	5	0	123	26	1	0	0	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。 また、リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、毒劇物や家庭用品、室内空气中化学物質など生活環境中の化学物質に関連して必要な施策の策定に資する科学的根拠となる調査や評価を進め、国民の安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。
効率性 の観点 から	化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所が Funding Agency（資金配分機関）として総合的な事業戦略を立案し、加えて研究費配分機能・プロジェクトマネジメント機能を担うことで、化学物質安全対策に関する実状把握と研究管理が一元的かつ効率的になさ

	れるよう配慮した。具体的には、各研究課題で実施される班会議に所管課室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理が行われた。
有効性の観点から	研究成果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、毒劇法、有害物質を含有する家庭用品に関する法律等の各施策への活用のみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも大きく資するものである。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業の「必要性」、「効率性」、「有効性」は上記の通り極めて高く、優れた研究事業である。今後さらによりよい事業とするため、以下の点に留意して実施すべきである。

- ・将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要であり、若手研究者の優先的な活用など新たな取り組みも検討していくことが望ましい。
- ・化学物質に関する各種施策に活用される研究成果が得られるような研究を一層推進していくために、事前・中間・事後評価による意見を踏まえ、場合によっては研究の継続可否の判断等を行ってメリハリのある研究推進ができる体制を検討することが必要である。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○「家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究」（令和5～7年度）

クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤、並びにクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材中有害物質の改正試験法の概要

試験法の改正（概要）

クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤、並びにクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材中有害物質の改正試験法の概要

対象有害物質
ジベンゾ[a,h]アントラセン、ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[a]ピレン

【木材防腐剤及び木材防虫剤】
1. 試験溶液の調製
・試料0.5g
・シリカゲルミニカラムに負荷
・ジクロロメタンで溶出
・溶出液を濃縮し試験溶液とする

【処理木材】
1. 試験溶液の調製
・試料1.0g
・ジクロロメタンで37℃、24時間静置して抽出
・抽出液を濃縮し試験溶液とする

2. 試験
・GC-MSにて測定

課題①
有害試験薬の使用

課題②
精製が不十分なため、GC-MS分析時の妨害や汚染が生じる

課題③
GC-MSのキャリアーガスであるHeは世界的に供給が不安定、価格高騰

現行試験法でのGC-MS測定溶液（防虫剤）

改正試験法(案)
Nishi et al., J Chromatogr A, 2023

【木材防腐剤及び木材防虫剤】
1. 試験溶液の調製
・試料0.5g
・ヘキサンを加え遠心分離
・上清をシリカゲルミニカラムに負荷
・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で溶出
・溶出液を濃縮しヘキサンで定容
・トリメチルアミノプロピル化シリカゲルミニカラムに負荷
・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で洗浄
・アセトン/ヘキサン溶液で溶出
・溶出液を濃縮、ヘキサンで定容し試験溶液とする

【処理木材】
1. 試験溶液の調製
・試料1.0g
・アセトンで37℃、24時間静置して抽出
・抽出液を濃縮しヘキサンを加え遠心分離

2. 試験
・GC-MSにて測定
（現行試験法とは異なる液相のカラムを使用）

改正ポイント①
安全な試薬による前処理

改正ポイント②
効果的な精製による、妨害及び汚染の軽減

改正ポイント③
Heの代替ガスとして、窒素および水素も使用可能
ただし、感度はヘリウムより水素>>窒素
（ヘリウムに対して窒素は面積で1/900～1/210）
・代替キャリアーガスの使用時は、個々の機器の状況に応じて流量以外の条件も事前に検討が必要

改正試験法(案)でのGC-MS測定溶液（防腐剤）

1. 研究事業の基本情報

分野名	健康安全確保総合研究分野
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課地域保健室
関係部局	大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室、 健康・生活衛生局生活衛生課、健康課保健指導室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和4年度	283,317	31	30
令和5年度	267,110	25	22
令和6年度	218,808	25	24

※令和5年度以前の値については、国土交通省に移管された水安全対策分野の課題に関するものを除いている。

3. 研究事業の目的

国レベル、地域レベルで、様々な健康危機事象に効果的に対応するために、

- ・関係機関等との連携に基づく健康危機管理体制の整備
- ・具体的な対応能力の向上のための人材育成の推進
- ・科学的根拠に基づいた対応方策の確立

などに資する実践的な研究を実施し、全国に普及でき、かつ政策反映に資する研究成果を産出することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 【地域保健基盤形成分野】 ○「保健所における健康危機管理対応の推進等に関する研究」（令和5～6年度）では、平成13年に発出された「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の改定案が作成された。 ○「健康危機発生時における保健所設置自治体や保健所の組織体制並びに人材育成等の強化、及びブロックごとのDHEAT体制強化のための研究」（令和6～7年度）では、3箇所の地方ブロックにおいてDHEATの対応体制強化を目的とした実証訓練が実施された。これらの取組みにより、健康危機の発生に備えた地方自治体の体制強化の推進が期待される。

- 「災害時における地域保健活動を推進する体制整備に資する研究」（令和 6 ～ 7 年度）について、令和 6 年度は、関連施策の動向精査、基礎調査（自治体を対象とした過去の健康危機事象の実態、健康危機発生に備えた体制整備等）を実施した。令和 7 年度は調査結果をもとに関係者の意見を反映し健康危機管理事象発生時の保健活動に関する提言として公表する予定である。

【生活環境安全対策分野】

- 「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理基準の達成等に向けた検証研究」（令和 5 ～ 7 年度）で得られた知見を踏まえて、「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会」の中間とりまとめを作成し、令和 6 年 6 月に公開した。これらの成果により、衛生水準や点検・検査の真正性を維持した技術活用に係る制度改正が進むことが期待される。
- 「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」（令和 4 ～ 6 年度）では、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」における糞便汚染指標の検査方法の検証、保健所等へのアンケート調査結果を踏まえた「入浴施設の衛生管理の手引き」の改訂の検討などを行った。これらの成果により公衆浴場の衛生管理の向上が期待される。
- 地方公共団体職員を受講対象とした令和 6 年度生活衛生関係技術担当者研修会において、本分野の令和 6 年度の研究成果を各研究課題の研究代表者から講義を行い、最新の知見をフィードバックした。

【健康危機管理・テロリズム対策分野】

- 「CBRNE（※）テロリズム等に係る健康危機管理体制の国際動向の把握及び国内体制強化に向けた研究」（令和 4 ～ 6 年度）では、世界健康安全保障行動グループ会合を含む、国内外のネットワークを通じて、CBRNE テロリズムについての国内外の最新の科学的・政策的知見を集約した。国内外のネットワークを通じて得られた知見を、行政担当者のみならず、テロリズム発生時に現場で対応する医療者とも共有することで、本邦における有事の対応の改善に貢献した。

※CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive

- ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
17	11	65	8	167	25	0	1	3	47

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築されるものである。健康危機管理・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。したがって本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠である。
効率性 の観点 から	健康危機管理、地域保健基盤形成、生活環境安全対策の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が資金を拠出する機関として研究費配分機能を担うことで、実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的かつ効率的になされた。
有効性 の観点 から	本研究事業の研究成果の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイド」、「基準値・検査方法」等の形で得られている。さらなる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たしたと評価される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後も、地域保健基盤形成、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の3つの分野において社会のニーズに応じた研究を継続して推進していく必要がある。

① 地域保健基盤形成分野

多様化する健康危機事象に対して、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、健康危機管理対策の研究を推進する必要がある。また、地域保健行政の方向性や役割を明確化し、人材確保や育成、及び能力が発揮できるような体制づくり、情報収集や情報共有の体制や対応する組織の整備等に関する研究も推進すべきである。

② 生活環境安全対策分野

国民の健康被害を防止し、公衆衛生の維持向上を図る観点から、最新の知見及び科学技術に即した生活衛生分野及び建築物衛生分野等における衛生管理に関する研究を推進する必要がある。

③ 健康危機管理・テロリズム対策分野

CBRNE テロ・特殊災害に対する体制整備や訓練・人材育成の手法、健康危機における被災者等を対象とした研究、国際保健規則国家連絡窓口におけるリスクコミュニケーション機能強化にかかる研究を推進する必要がある。また、自然災害対策については、保健医療福祉調整本部の能登半島地震での対応を踏まえた現状調査と課題整理を実施し、連携体制の構築に関わる研究を推進すべきである。

<参考> 令和6年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理の
あり方に関する検討会 中間とりまとめ

令和6年6月

○「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理基準の達成等に向けた検証研究」（令和5～7年度）成果
「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会 中間とりまとめ」（令和6年6月）

厚生労働省健康・生活衛生局長
（公 印 省 略）

公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について

公衆浴場において使用する水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添1）に基づき、実施していたところです。

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省・環境省令第1号）による下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）の一部改正が令和7年4月1日に施行されることを踏まえ、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を別紙のとおり改正し、同日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、公衆浴場において使用する水の衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

○「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」（令和4～6年度）成果
「公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について」（令和6年12月18日健生発1218第2号）

○「災害時の保健・医療・福祉及び防災分野の情報集約及び対応体制における連携推進のための研究」（令和４～６年度）成果

保健医療福祉調整本部におけるマネジメントの進め方 2025（令和７年３月）

